

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年5月30日提出
【計算期間】	第16特定期間 (自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日)
【ファンド名】	世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型) (愛称:ベストシックス)
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山部 努
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ()				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信))	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

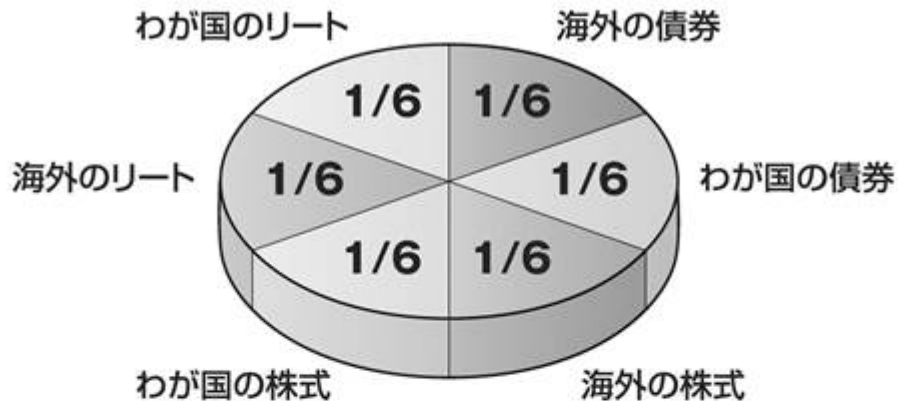
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

内外の債券、株式およびリートに投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処とします。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2 海外の債券への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上^{※1}、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{※2}とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA-, }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

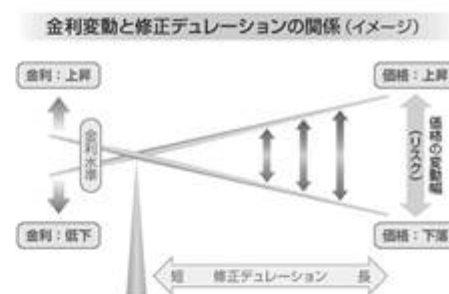
※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。



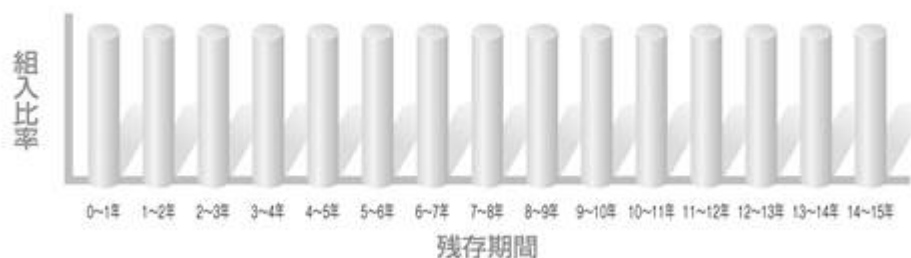
- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3

わが国の債券への投資にあたっては、国債に投資します。

- 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

残存期間ごとの組入イメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- ダイワ日本国債マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、ダイワ日本国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

4 内外の株式への投資にあたっては、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資します。

●ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。

イ. 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。

ロ. 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

〈海外の株式〉

銘柄選定にあたっては、ドイツのイーコム・リサーチ・アーゲーの調査情報を参考にします。

◇イーコム・リサーチは、世界的な調査・格付会社の一つであり、環境への取組みを含めた企業責任の格付け（Corporate Responsibility格付け）等を行なっています。

◇イーコム・リサーチの企業責任の格付けは、環境的側面と社会的・文化的側面において行なわれ、それらをベースとした総合格付けが行なわれます。

（委託会社に対してダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの運用にかかる投資助言を行なうものではありません。）

〈わが国の株式〉

銘柄選定にあたっては、株式会社日本総合研究所の調査情報を参考にします。

◇日本総合研究所は、1969年に設立された日本を代表するシンクタンクです。

◇日本総合研究所は、企業の「社会的責任」（社会的側面、環境的側面）の調査を行ないます。なお、日本総合研究所は、投資助言・代理業の登録を行なっておらず、有価証券の価値等または有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行なうものではありません。

5

内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリーートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行いません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象銘柄の業種 (イメージ)



投資対象地域 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

投資対象銘柄の業種 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～5.の運用が行なわれないことがあります。

6 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

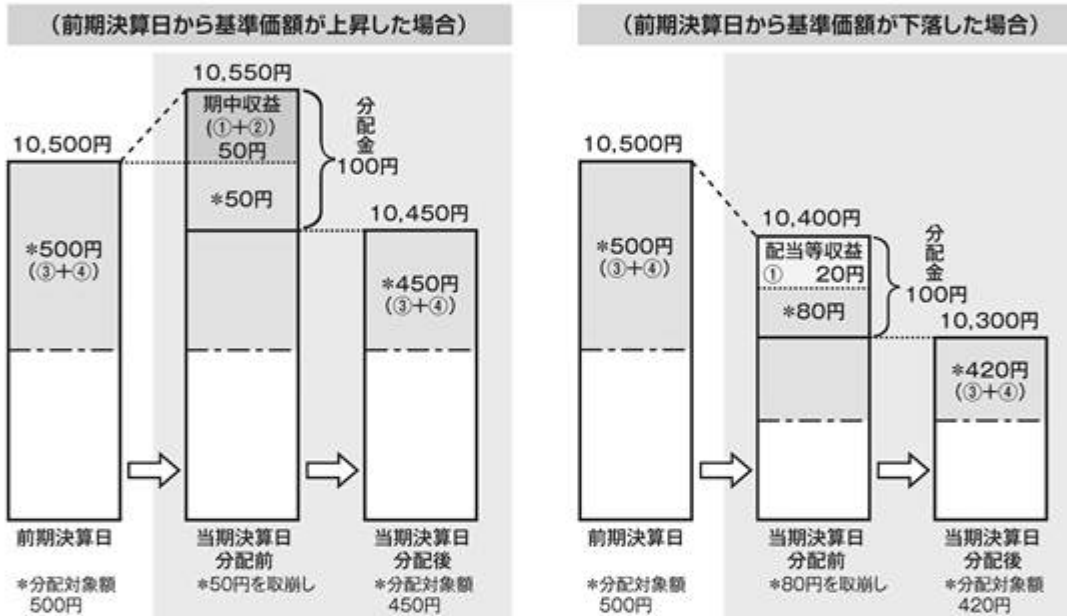
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



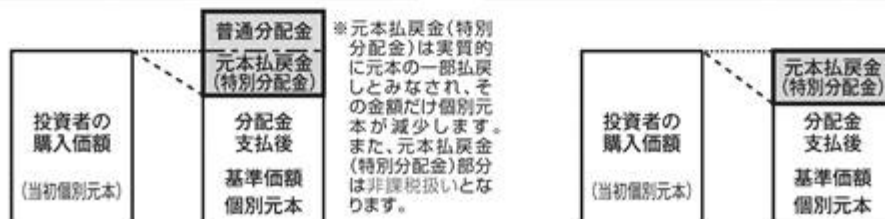
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年6月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注1)、償還金など お申込金(5)

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
-------	------	--

1

収益分配金、償還金など お申込金(5)

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
------	----------------	---

運用指図

2

損益 信託金(5)

受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
------	--	--

損益 投資

投資対象	<p>内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 ・なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。
------	---

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成26年3月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

- 昭和34年12月12日 設立登記
- 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 昭和35年 4月 1日 営業開始
- 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
3. ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
6. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、株式、および不動産投資信託証券に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ．各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
- ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ハ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

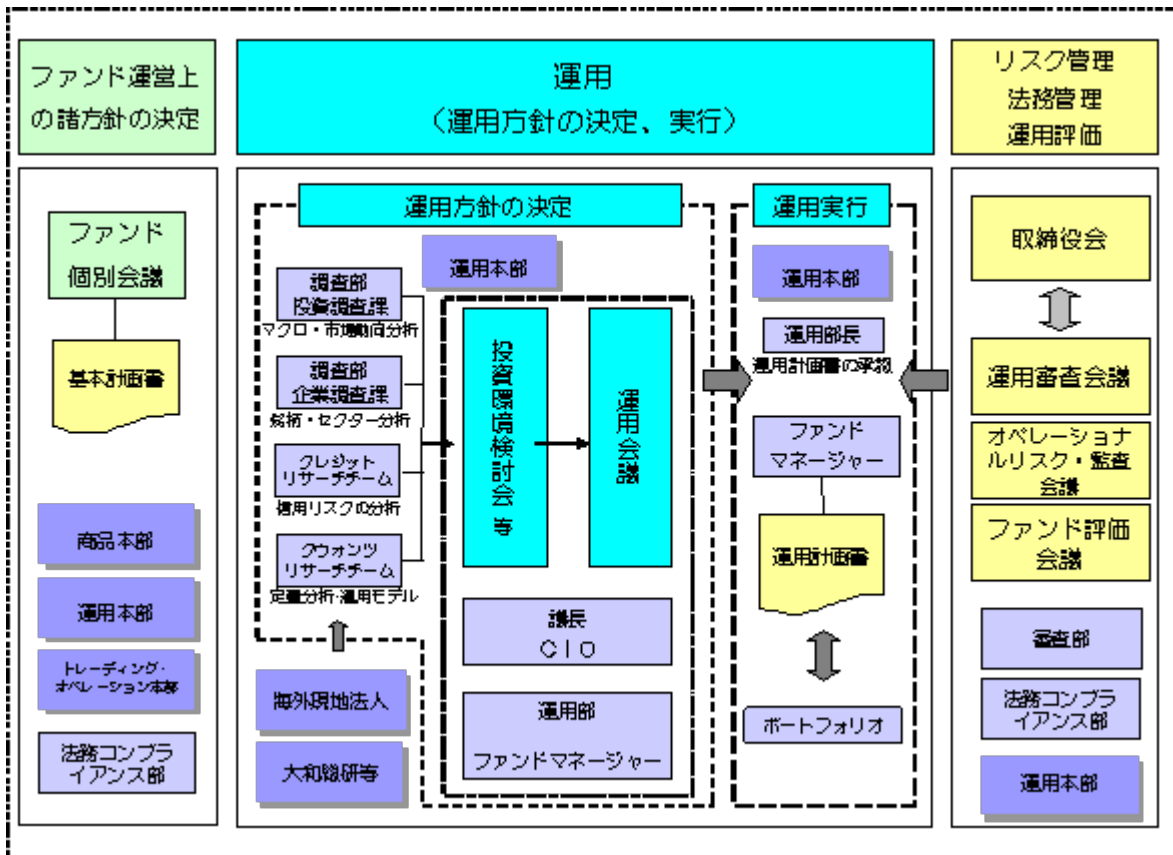
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

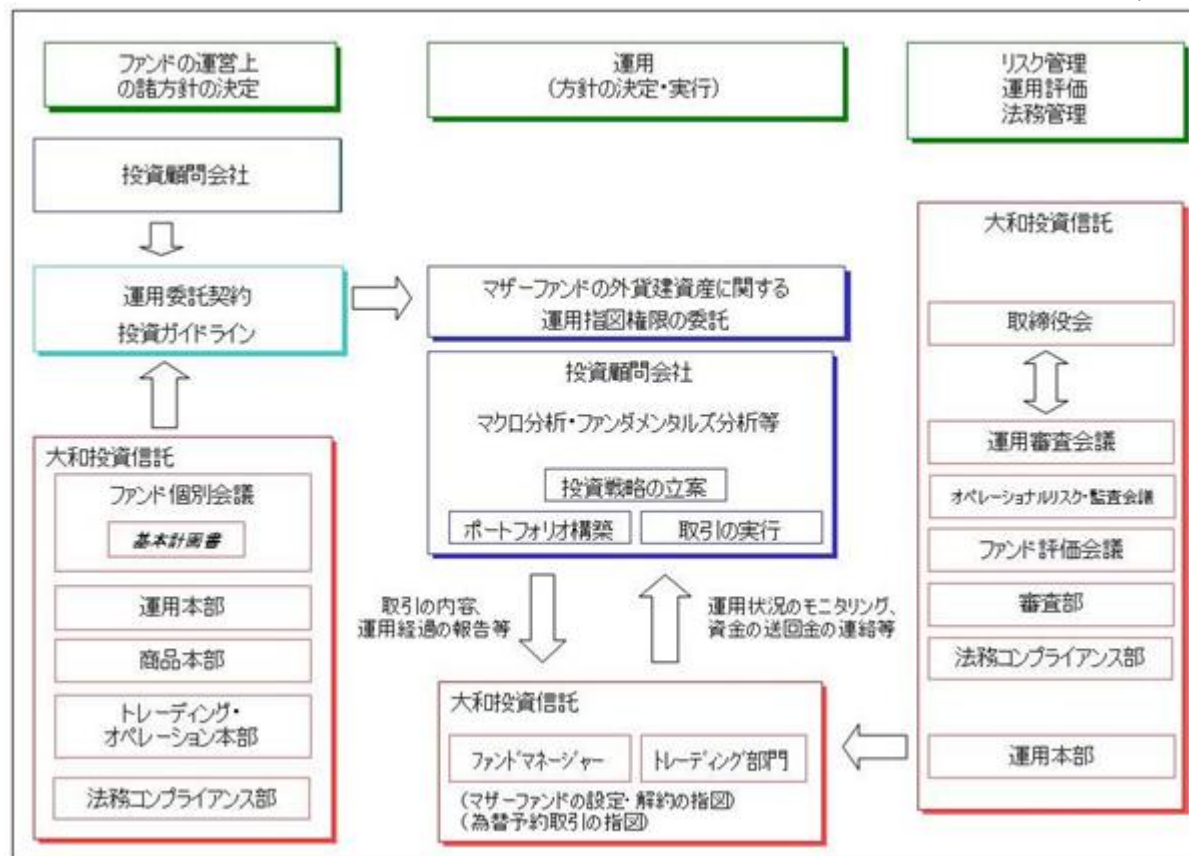
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リートにかかる運用体制について（マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、法務管理

（前 に同じ。）

上記の運用体制は平成26年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンドの概要

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- ア．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
 - 北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - 東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等
 - イ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。
 - ロ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。
 - ハ．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。
 - ニ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ．為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りません。）
 - ハ．約束手形
 - 二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの
なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま

す。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ．わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間毎の投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ．国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ニ．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および

第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2.~16.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(3) 主な投資制限

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの八.と同規定)

スワップ取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

金利先渡取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ.金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3.ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。
- ロ．ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。
- (a) 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。
(b) 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
- ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- ニ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．（ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定）

ハ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引

にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5．外国法人が発行する譲渡性預金証書

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

6. ダイワJ - R E I Tアクティブ・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ハ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

2.（ダイワ・グローバルR E I T・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

(3) 主な投資制限

～（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ．リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもありえます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

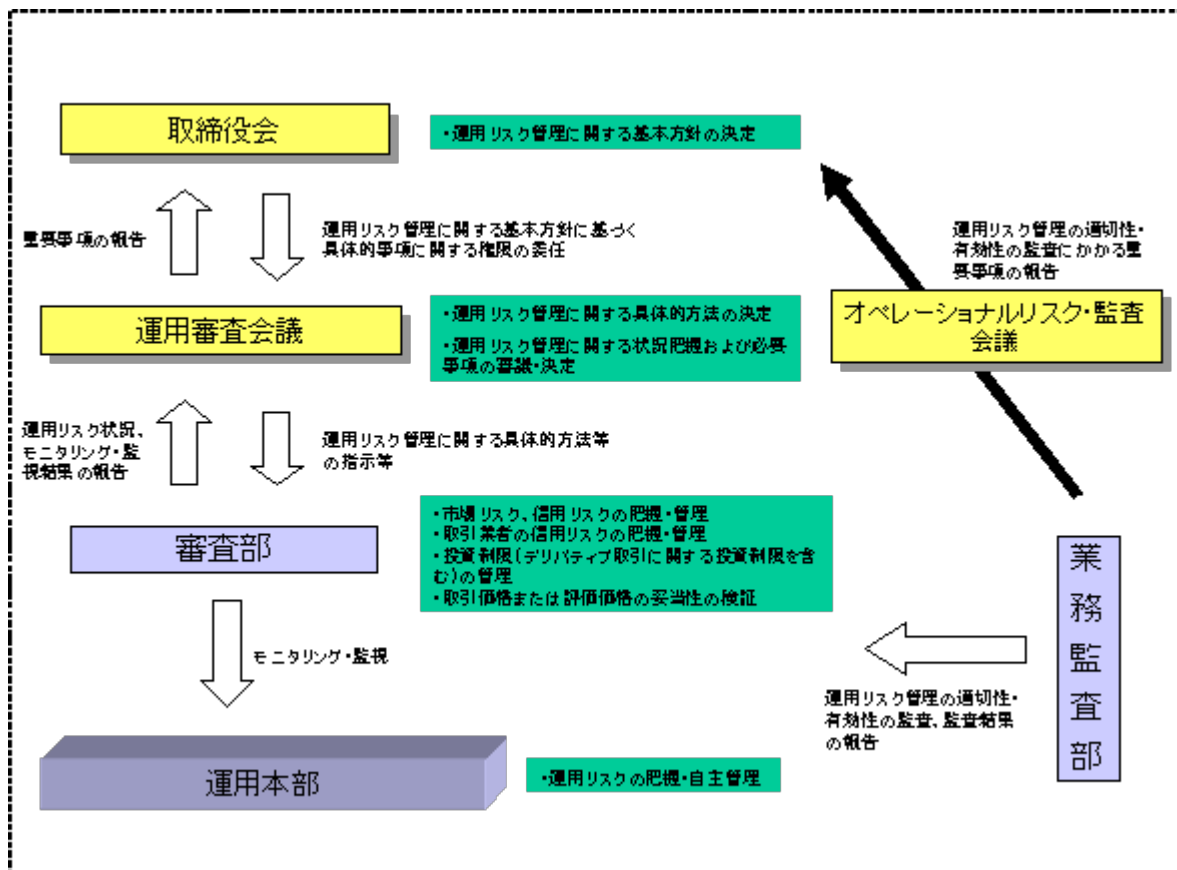
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、

受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.7%（税抜2.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4148%（税抜1.31%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.63% （税抜）	年率0.63% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

() 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。N I S Aをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税

口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成26年4月1日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,817,692,113	99.11
内 日本	1,817,692,113	99.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	16,375,196	0.89
純資産総額	1,834,067,309	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年3月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	196,105,784	1.5440 302,787,340	1.5598 305,885,801	16.68
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	207,748,463	1.4797 307,405,403	1.4672 304,808,544	16.62
3	ダイワ日本国債マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	255,709,430	1.1880 303,782,820	1.1864 303,373,667	16.54
4	ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	368,294,284	0.8370 308,262,341	0.8221 302,774,730	16.51
5	ダイワ・REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	176,646,708	1.7257 304,839,224	1.7080 301,712,577	16.45
6	ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	199,944,385	1.5251 304,935,190	1.4961 299,136,794	16.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成18年9月6日)	3,487,112,318	3,487,112,318	1.0601	1.0601
第2特定期間末 (平成19年3月6日)	14,625,425,299	14,677,767,431	1.1104	1.1144
第3特定期間末 (平成19年9月6日)	25,582,206,696	25,732,236,572	1.0157	1.0216
第4特定期間末 (平成20年3月6日)	22,465,604,226	22,620,727,624	0.8689	0.8749
第5特定期間末 (平成20年9月8日)	19,687,955,233	19,837,377,967	0.7906	0.7966
第6特定期間末 (平成21年3月6日)	11,935,013,318	12,031,575,030	0.4944	0.4984
第7特定期間末 (平成21年9月7日)	13,901,836,782	13,993,633,497	0.6057	0.6097
第8特定期間末 (平成22年3月8日)	10,692,248,916	10,745,973,634	0.5971	0.6001

第9特定期間末 (平成22年9月6日)	7,798,140,191	7,839,456,750	0.5662	0.5692
第10特定期間末 (平成23年3月7日)	5,730,967,463	5,749,873,656	0.6063	0.6083
第11特定期間末 (平成23年9月6日)	3,560,134,170	3,573,461,950	0.5342	0.5362
第12特定期間末 (平成24年3月6日)	2,726,947,257	2,731,732,476	0.5699	0.5709
第13特定期間末 (平成24年9月6日)	2,078,365,006	2,082,077,533	0.5598	0.5608
第14特定期間末 (平成25年3月6日)	2,223,686,916	2,226,847,683	0.7035	0.7045
平成25年3月末日	2,282,359,502	-	0.7343	-
4月末日	2,308,140,763	-	0.7740	-
5月末日	2,196,315,245	-	0.7564	-
6月末日	2,100,256,557	-	0.7322	-
7月末日	2,030,875,669	-	0.7336	-
8月末日	1,945,873,260	-	0.7175	-
第15特定期間末 (平成25年9月6日)	1,965,705,474	1,968,408,487	0.7272	0.7282
9月末日	2,007,785,384	-	0.7573	-
10月末日	2,008,435,407	-	0.7701	-
11月末日	2,001,005,984	-	0.7873	-
12月末日	1,977,214,948	-	0.8073	-
平成26年1月末日	1,892,866,076	-	0.7884	-
2月末日	1,880,843,682	-	0.7988	-
第16特定期間末 (平成26年3月6日)	1,885,679,377	1,888,027,488	0.8031	0.8041
3月末日	1,834,067,309	-	0.7962	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0325
第3特定期間	0.0920
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0320

第7特定期間	0.0240
第8特定期間	0.0220
第9特定期間	0.0180
第10特定期間	0.0150
第11特定期間	0.0120
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0060
第14特定期間	0.0060
第15特定期間	0.0060
第16特定期間	0.0060

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	6.0
第2特定期間	7.8
第3特定期間	0.2
第4特定期間	10.9
第5特定期間	4.9
第6特定期間	33.4
第7特定期間	27.4
第8特定期間	2.2
第9特定期間	2.2
第10特定期間	9.7
第11特定期間	9.9
第12特定期間	8.4
第13特定期間	0.7
第14特定期間	26.7
第15特定期間	4.2
第16特定期間	11.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,916,142,957	19,407,932
第2特定期間	10,280,081,989	398,477,795
第3特定期間	12,688,787,389	672,491,834

第4特定期間	1,793,489,262	1,126,729,309
第5特定期間	149,620,087	1,099,816,750
第6特定期間	112,127,245	875,488,163
第7特定期間	138,194,296	1,327,887,558
第8特定期間	74,873,258	5,117,368,720
第9特定期間	28,038,971	4,164,091,913
第10特定期間	17,489,243	4,336,578,861
第11特定期間	9,176,941	2,798,383,496
第12特定期間	7,129,746	1,885,800,773
第13特定期間	3,288,231	1,075,979,918
第14特定期間	2,642,560	554,402,406
第15特定期間	1,750,484	459,505,224
第16特定期間	1,260,298	356,162,054

(注) 当初設定数量は1,392,591,022口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況 (平成26年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	58,917,857,512	89.51
内 ユーロ	16,928,235,959	25.72
内 ノルウェー	3,045,657,883	4.63
内 スウェーデン	149,802,048	0.23
内 デンマーク	1,071,937,790	1.63
内 イギリス	10,180,928,150	15.47
内 ポーランド	1,620,637,363	2.46
内 チェコ	205,657,992	0.31
内 カナダ	4,561,936,284	6.93
内 アメリカ	15,616,023,566	23.72
内 オーストラリア	5,537,040,477	8.41
特殊債券	4,085,623,198	6.21
内 ノルウェー	124,090,515	0.19
内 カナダ	1,214,726,236	1.85
内 オーストラリア	2,746,806,447	4.17
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,817,731,651	4.28
純資産総額	65,821,212,361	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	256,950,000	0.39
内 日本	256,950,000	0.39

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	35,000,000	142.01 5,115,747,148	140.03 5,044,196,682	8.750000 2020/08/15	7.66
2	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	16,200,000	114.22 3,169,931,546	112.60 3,124,899,972	8.000000 2015/12/07	4.75
3	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,000,000	151.77 2,579,936,467	154.64 2,628,570,720	6.250000 2030/01/04	3.99
4	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	19,000,000	134.74 2,634,926,964	132.52 2,591,460,760	8.125000 2019/08/15	3.94
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	25,000,000	108.46 2,581,124,445	108.31 2,577,507,225	5.250000 2019/03/15	3.92
6	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,500,000	138.38 2,450,350,231	143.79 2,546,123,337	5.625000 2028/01/04	3.87
7	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,000,000	145.50 2,473,259,994	145.57 2,474,551,842	4.750000 2040/07/04	3.76
8	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	20,000,000	117.36 2,415,805,781	116.58 2,399,867,976	9.250000 2016/02/15	3.65
9	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	20,000,000	110.41 2,272,843,468	109.75 2,259,238,088	11.250000 2015/02/15	3.43
10	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,000,000	128.13 2,178,033,064	132.25 2,247,985,500	5.000000 2035/03/28	3.42
11	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	125,000,000	93.52 2,003,751,700	93.84 2,010,607,700	2.000000 2023/05/24	3.05

12	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証 券	12,000,000	94.73 1,947,431,522	95.04 1,953,756,288	3.250000 2044/01/22	2.97
13	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証 券	10,500,000	106.77 1,920,549,557	106.02 1,907,040,051	4.750000 2015/09/07	2.90
14	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	11,000,000	118.22 1,842,146,918	121.57 1,894,336,444	4.250000 2041/03/28	2.88
15	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証 券	9,500,000	115.76 1,883,979,155	114.78 1,867,981,371	4.250000 2046/12/07	2.84
16	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	16,000,000	99.38 1,481,581,886	100.49 1,498,128,878	2.500000 2024/06/01	2.28
17	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オース トラリア	特殊債 券	14,000,000	111.16 1,481,514,314	112.23 1,495,737,604	6.250000 2019/06/14	2.27
18	US Treasury Inflation Indexed Bonds	アメリカ	国債証 券	14,000,000	104.60 1,507,250,371	103.43 1,490,372,953	0.125000 2018/04/15	2.26
19	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	10,000,000	98.36 1,393,396,885	102.25 1,448,385,415	2.250000 2023/06/22	2.20
20	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーラ ンド	国債証 券	40,000,000	95.97 1,304,108,300	98.47 1,338,091,888	4.000000 2023/10/25	2.03
21	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オース トラリア	国債証 券	16,000,000	85.23 1,298,134,587	86.64 1,319,638,008	3.250000 2029/04/21	2.00
22	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	6,000,000	141.25 1,200,560,241	143.44 1,219,156,053	5.750000 2032/10/25	1.85
23	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証 券	10,000,000	115.77 1,191,580,422	115.57 1,189,487,608	9.875000 2015/11/15	1.81
24	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証 券	11,000,000	111.26 1,140,287,132	111.42 1,141,951,148	3.500000 2045/12/01	1.73
25	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証 券	5,000,000	152.75 1,081,887,287	156.30 1,106,994,750	8.500000 2023/04/25	1.68
26	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマ ーク	国債証 券	50,000,000	113.42 1,075,817,155	113.01 1,071,937,790	4.000000 2017/11/15	1.63
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オース トラリア	特殊債 券	10,000,000	108.86 1,036,271,656	109.15 1,038,998,850	6.000000 2020/08/06	1.58
28	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債 券	10,000,000	99.65 928,513,586	100.21 933,684,521	2.900000 2024/06/15	1.42
29	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノル ウェー	国債証 券	50,000,000	104.21 893,079,700	103.95 890,911,490	5.000000 2015/05/15	1.35
30	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オース トラリア	国債証 券	8,000,000	110.97 845,096,820	111.57 849,643,094	5.500000 2023/04/21	1.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	89.51%
特殊債券	6.21%
合計	95.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2014年 4月	買建	1,500,000	256,958,400	256,950,000	0.39%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	328,046,100,710	99.36
内 日本	328,046,100,710	99.36
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,106,904,032	0.64
純資産総額	330,153,004,742	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	40 20年国債	日本	国債証券	10,642,000,000	109.61 11,665,334,720	109.47 11,649,797,400	2.300000 2018/09/20	3.53
2	27 利付国債20年	日本	国債証券	11,346,000,000	102.61 11,642,470,980	102.32 11,610,134,880	5.000000 2014/09/22	3.52
3	43 20年国債	日本	国債証券	10,022,000,000	114.91 11,516,599,080	114.63 11,488,819,920	2.900000 2019/09/20	3.48
4	33 利付国債20年	日本	国債証券	10,494,000,000	109.39 11,479,491,540	109.15 11,454,305,940	3.800000 2016/09/20	3.47
5	70 20年国債	日本	国債証券	9,088,000,000	117.47 10,676,218,880	117.32 10,662,677,760	2.400000 2024/06/20	3.23
6	37利付国債20年	日本	国債証券	9,423,000,000	110.50 10,412,603,460	110.31 10,394,699,760	3.100000 2017/09/20	3.15
7	29 利付国債20年	日本	国債証券	9,650,000,000	106.29 10,257,757,000	106.05 10,234,211,000	4.200000 2015/09/21	3.10
8	44 20年国債	日本	国債証券	8,885,000,000	113.54 10,088,567,500	113.25 10,062,706,750	2.500000 2020/03/20	3.05
9	42 20年国債	日本	国債証券	8,668,000,000	112.12 9,718,950,860	111.90 9,700,098,760	2.600000 2019/03/20	2.94
10	28 利付国債20年	日本	国債証券	9,188,000,000	105.02 9,650,064,520	104.74 9,623,603,080	5.000000 2015/03/20	2.91
11	34 利付国債20年	日本	国債証券	8,619,000,000	110.27 9,504,688,440	110.04 9,485,123,310	3.500000 2017/03/20	2.87
12	32 利付国債20年	日本	国債証券	8,743,000,000	107.33 9,384,593,270	107.10 9,364,539,870	3.700000 2016/03/21	2.84
13	38利付国債20年	日本	国債証券	8,326,000,000	110.26 9,180,247,600	110.07 9,164,511,460	2.700000 2018/03/20	2.78
14	102 20年国債	日本	国債証券	7,320,000,000	119.27 8,730,930,000	118.90 8,703,846,000	2.400000 2028/06/20	2.64
15	47 20年国債	日本	国債証券	7,630,000,000	112.45 8,580,240,200	112.13 8,555,671,600	2.200000 2020/09/21	2.59
16	58 20年国債	日本	国債証券	7,675,000,000	111.67 8,571,133,000	111.41 8,551,408,250	1.900000 2022/09/20	2.59

17	52	20年国債	日本	国債証券	7,418,000,000	112.50 8,345,695,080	112.29 8,329,746,380	2.100000 2021/09/21	2.52
18	88	20年国債	日本	国債証券	6,860,000,000	117.71 8,075,559,000	117.41 8,054,394,600	2.300000 2026/06/20	2.44
19	95	20年国債	日本	国債証券	6,655,000,000	117.92 7,848,076,400	117.57 7,824,749,350	2.300000 2027/06/20	2.37
20	48	20年国債	日本	国債証券	6,301,000,000	114.74 7,230,151,280	114.41 7,209,415,170	2.500000 2020/12/21	2.18
21	91	20年国債	日本	国債証券	6,100,000,000	117.74 7,182,628,000	117.47 7,165,792,000	2.300000 2026/09/20	2.17
22	82	20年国債	日本	国債証券	5,585,000,000	115.11 6,429,172,750	114.92 6,418,449,550	2.100000 2025/09/20	1.94
23	80	20年国債	日本	国債証券	5,523,000,000	114.98 6,350,829,870	114.91 6,346,921,140	2.100000 2025/06/20	1.92
24	97	20年国債	日本	国債証券	5,440,000,000	116.66 6,346,304,000	116.38 6,331,344,000	2.200000 2027/09/20	1.92
25	65	20年国債	日本	国債証券	5,377,000,000	112.31 6,039,143,550	112.04 6,024,390,800	1.900000 2023/12/20	1.82
26	68	20年国債	日本	国債証券	4,905,000,000	115.28 5,654,925,450	115.04 5,642,859,150	2.200000 2024/03/20	1.71
27	64	20年国債	日本	国債証券	5,035,000,000	112.21 5,650,214,500	111.94 5,636,581,800	1.900000 2023/09/20	1.71
28	49	20年国債	日本	国債証券	5,018,000,000	112.24 5,632,216,100	111.94 5,617,349,920	2.100000 2021/03/22	1.70
29	56	20年国債	日本	国債証券	4,970,000,000	112.31 5,582,254,300	112.05 5,569,332,300	2.000000 2022/06/20	1.69
30	106	20年国債	日本	国債証券	4,790,000,000	116.47 5,579,200,400	116.19 5,565,740,500	2.200000 2028/09/20	1.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.36%
合計	99.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		2,467,995,881	96.96
	内 ノルウェー	60,548,764	2.38
	内 スウェーデン	71,280,000	2.80
	内 イギリス	304,626,869	11.97
	内 ベルギー	71,503,858	2.81
	内 フランス	350,822,643	13.78
	内 ドイツ	26,700,458	1.05
	内 スペイン	46,603,417	1.83
	内 イタリア	198,802,942	7.81
	内 カナダ	191,769,016	7.53
	内 アメリカ	1,145,337,914	45.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		77,285,677	3.04
純資産総額		2,545,281,558	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
					また は 額面金額			
1	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	情報技 術	1,100	125,383.31 137,921,651	115,285.83 126,814,422	4.98

2	BOEING CO	アメリカ	株式	資本財・ サービス	6,500	13,255.06 86,157,934	12,809.42 83,261,251	3.27
3	INTESA SANPAOLO	イタリア	株式	金融	240,000	324.09 77,782,848	340.24 81,658,392	3.21
4	GILDAN ACTIVEWEAR INC	カナダ	株式	一般消 費財・ サービス	16,000	5,363.79 85,820,750	5,079.62 81,274,054	3.19
5	MANPOWER INC	アメリカ	株式	資本財・ サービス	10,000	7,954.68 79,546,868	7,906.31 79,063,144	3.11
6	AXA SA	フランス	株式	金融	29,000	2,671.51 77,474,051	2,706.22 78,480,474	3.08
7	CAP GEMINI	フランス	株式	情報技 術	10,000	7,994.72 79,947,260	7,816.24 78,162,470	3.07
8	UNION PACIFIC CORP	アメリカ	株式	資本財・ サービス	4,100	18,972.27 77,786,318	19,014.47 77,959,327	3.06
9	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	イギリス	株式	金融	220,000	404.29 88,944,152	351.18 77,260,810	3.04
10	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	カナダ	株式	資本財・ サービス	5,000	16,303.81 81,519,092	15,248.20 76,241,011	3.00
11	CUMMINS INC	アメリカ	株式	資本財・ サービス	5,000	14,950.15 74,750,796	15,026.32 75,131,600	2.95
12	STATE STREET CORP	アメリカ	株式	金融	10,500	6,844.18 71,863,890	7,100.45 74,554,733	2.93
13	LLOYDS BANKING GROUP PLC	イギリス	株式	金融	580,000	138.24 80,183,359	127.28 73,824,331	2.90
14	SOCIETE GENERALE	フランス	株式	金融	11,500	6,753.87 77,669,528	6,311.21 72,578,981	2.85
15	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	情報技 術	3,700	19,260.44 71,263,661	19,601.11 72,524,122	2.85
16	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技 術	3,300	22,931.60 75,674,297	21,828.30 72,033,399	2.83
17	KBC GROEP NV	ベルギー	株式	金融	11,500	6,464.19 74,338,274	6,217.72 71,503,858	2.81
18	SKANSKA AB-B SHS	スウェー デン	株式	資本財・ サービス	30,000	2,192.25 65,767,680	2,376.00 71,280,000	2.80
19	ASSICURAZIONI GENERALI	イタリア	株式	金融	30,000	2,313.14 69,394,335	2,297.56 68,926,890	2.71
20	QUALCOMM INC	アメリカ	株式	情報技 術	8,000	7,890.87 63,127,011	8,159.49 65,275,981	2.56

21	ITV PLC	イギリス	株式	一般消費財・サービス	200,000	342.44 68,489,738	324.46 64,892,228	2.55
22	3M CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	4,500	13,775.84 61,991,289	13,811.86 62,153,388	2.44
23	DNB ASA	ノルウェー	株式	金融	34,000	1,873.40 63,695,668	1,780.84 60,548,764	2.38
24	PPG INDUSTRIES INC	アメリカ	株式	素材	2,500	20,536.65 51,341,642	19,638.16 49,095,413	1.93
25	TELECOM ITALIA SPA	イタリア	株式	電気通信サービス	400,000	121.11 48,444,300	120.54 48,217,660	1.89
26	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	スペイン	株式	金融	37,000	1,301.76 48,165,250	1,259.55 46,603,417	1.83
27	PRAXAIR INC	アメリカ	株式	素材	3,500	13,333.28 46,666,501	13,311.67 46,590,855	1.83
28	TRW INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	5,500	8,563.97 47,101,853	8,203.75 45,120,643	1.77
29	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	25,000	1,775.37 44,384,250	1,747.58 43,689,540	1.72
30	RENAULT SA	フランス	株式	一般消費財・サービス	4,300	10,197.38 43,848,749	10,025.98 43,111,744	1.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.96%
合計	96.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
素材	5.17%
資本財・サービス	20.63%
一般消費財・サービス	17.79%
金融	32.25%
情報技術	17.97%

電気通信サービス	3.15%
合計	96.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,489,464,200	97.19
内 日本	2,489,464,200	97.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	71,933,614	2.81
純資産総額	2,561,397,814	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	165,000	602.00 99,330,000	567.00 93,555,000	3.65
2	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	21,100	4,648.00 98,072,800	4,409.00 93,029,900	3.63
3	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	13,000	5,869.00 76,297,000	5,826.00 75,738,000	2.96
4	本田技研	日本	株式	輸送用機器	20,000	3,796.00 75,920,000	3,634.00 72,680,000	2.84

5	トプコン	日本	株式	精密機器	34,000	1,537.00 52,258,000	1,692.00 57,528,000	2.25
6	日立	日本	株式	電気機器	75,000	823.00 61,725,000	762.00 57,150,000	2.23
7	ソフトバンク	日本	株式	情報・通 信業	7,000	7,959.00 55,713,000	7,800.00 54,600,000	2.13
8	ダイエー	日本	株式	小売業	159,350	318.25 50,714,135	340.00 54,179,000	2.12
9	日本電産	日本	株式	電気機器	8,600	6,222.50 53,513,500	6,279.00 53,999,400	2.11
10	オリックス	日本	株式	その他金 融業	35,000	1,533.00 53,655,000	1,453.00 50,855,000	1.99
11	アシックス	日本	株式	その他製 品	25,000	2,018.00 50,450,000	2,029.00 50,725,000	1.98
12	デンソー	日本	株式	輸送用機 器	10,000	5,341.00 53,410,000	4,948.00 49,480,000	1.93
13	バンダイナムコHLDGS	日本	株式	その他製 品	20,000	2,323.03 46,460,646	2,443.00 48,860,000	1.91
14	村田製作所	日本	株式	電気機器	5,000	9,733.00 48,665,000	9,735.00 48,675,000	1.90
15	帝人	日本	株式	繊維製品	180,000	257.00 46,260,000	256.00 46,080,000	1.80
16	三菱商事	日本	株式	卸売業	24,000	1,965.00 47,160,000	1,916.00 45,984,000	1.80
17	ソニー	日本	株式	電気機器	23,000	1,825.00 41,975,000	1,972.00 45,356,000	1.77
18	サト - ホールディングス	日本	株式	機械	18,000	2,428.00 43,704,000	2,391.00 43,038,000	1.68
19	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	11,500	3,769.00 43,343,500	3,660.00 42,090,000	1.64
20	日本郵船	日本	株式	海運業	140,000	322.00 45,080,000	300.00 42,000,000	1.64
21	総合警備保障	日本	株式	サービ ス業	19,000	2,163.00 41,097,000	2,164.00 41,116,000	1.61
22	JXホールディングス	日本	株式	石油・石 炭製品	80,000	539.23 43,138,615	497.00 39,760,000	1.55
23	住友商事	日本	株式	卸売業	29,000	1,373.00 39,817,000	1,313.00 38,077,000	1.49
24	ミネベア	日本	株式	電気機器	40,000	917.00 36,680,000	918.00 36,720,000	1.43

25	マツダ	日本	株式	輸送用機器	80,000	480.00 38,400,000	458.00 36,640,000	1.43
26	KDDI	日本	株式	情報・通信業	6,000	6,206.00 37,236,000	5,976.00 35,856,000	1.40
27	楽天	日本	株式	サービス業	26,000	1,420.00 36,920,000	1,377.00 35,802,000	1.40
28	ヤフー	日本	株式	情報・通信業	70,000	629.00 44,030,000	506.00 35,420,000	1.38
29	大成建設	日本	株式	建設業	75,000	454.00 34,050,000	461.00 34,575,000	1.35
30	アルプス電気	日本	株式	電気機器	28,000	1,311.00 36,708,000	1,231.00 34,468,000	1.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.19%
合計	97.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.98%
建設業	6.35%
繊維製品	2.33%
化学	2.92%
医薬品	1.13%
石油・石炭製品	1.55%
ゴム製品	1.64%
ガラス・土石製品	0.89%
非鉄金属	1.32%
金属製品	0.91%
機械	5.28%
電気機器	16.67%
輸送用機器	10.25%
精密機器	3.65%
その他製品	3.89%
海運業	1.64%
情報・通信業	5.24%

卸売業	5.41%
小売業	4.84%
銀行業	7.28%
証券、商品先物取引業	0.78%
保険業	0.93%
その他金融業	1.99%
不動産業	2.84%
サービス業	6.47%
合計	97.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	161,486,913,957	98.57
内 香港	3,741,172,687	2.28
内 シンガポール	5,869,767,031	3.58
内 イギリス	23,134,350,233	14.12
内 オランダ	3,776,556,049	2.31
内 フランス	11,643,411,766	7.11
内 ドイツ	1,272,959,905	0.78
内 スペイン	870,871,070	0.53
内 カナダ	3,421,542,202	2.09
内 アメリカ	81,464,833,033	49.72
内 オーストラリア	26,291,449,981	16.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,350,230,994	1.43
純資産総額	163,837,144,951	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	109,321,233	0.07
内 日本	109,321,233	0.07
為替予約取引(売建)	418,063,285	0.26
内 日本	418,063,285	0.26

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	564,193	16,577.32 9,352,810,385	16,864.47 9,514,816,600	5.81
2	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	308,157	26,283.15 8,099,338,966	27,083.48 8,345,963,946	5.09
3	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	4,330,409	1,771.51 7,671,619,557	1,771.34 7,670,650,062	4.68
4	HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	5,811,428	936.20 5,440,712,068	953.34 5,540,267,641	3.38
5	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	1,263,435	4,137.79 5,227,854,879	4,172.37 5,271,526,882	3.22
6	BRITISH LAND CO PLC	イギリス	投資証券	4,575,914	1,135.78 5,197,326,639	1,128.93 5,165,899,862	3.15
7	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	10,795,392	439.77 4,747,573,744	449.29 4,850,335,080	2.96
8	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	448,765	10,039.84 4,505,531,490	10,096.45 4,530,934,282	2.77
9	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	44,862,662	99.94 4,484,000,636	100.42 4,505,353,020	2.75
10	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	715,080	6,253.41 4,471,695,002	6,212.25 4,442,256,588	2.71
11	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	736,683	5,976.56 4,402,833,392	5,906.57 4,351,276,190	2.66

12	SL GREEN REALTY CORP	アメリカ	投資証券	415,364	10,137.62 4,210,802,394	10,237.45 4,252,269,179	2.60
13	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	オーストラリア	投資証券	23,570,818	186.57 4,397,664,084	178.95 4,218,167,591	2.57
14	MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	26,484,777	164.20 4,348,873,217	158.96 4,210,213,491	2.57
15	FEDERATION CENTRES	オーストラリア	投資証券	16,965,145	221.79 3,762,745,315	221.79 3,762,745,315	2.30
16	APARTMENT INVT & MGMT CO - A	アメリカ	投資証券	1,138,149	3,130.82 3,563,346,936	3,080.39 3,505,949,172	2.14
17	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	3,324,429	973.79 3,237,308,016	978.55 3,253,130,636	1.99
18	LINK REIT	香港	投資証券	5,810,920	479.71 2,787,559,339	499.61 2,903,225,701	1.77
19	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	573,262	5,050.18 2,895,109,487	4,940.16 2,832,006,002	1.73
20	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	526,300	5,184.08 2,728,381,515	5,225.24 2,750,048,233	1.68
21	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	142,640	17,308.05 2,468,821,165	17,293.64 2,466,765,894	1.51
22	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	1,097,032	2,251.88 2,470,394,952	2,247.77 2,465,878,690	1.51
23	KLEPIERRE	フランス	投資証券	509,724	4,487.47 2,287,372,178	4,622.03 2,355,964,462	1.44
24	CORIO NV	オランダ	投資証券	473,731	4,502.34 2,132,900,517	4,706.32 2,229,530,271	1.36
25	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	アメリカ	投資証券	1,820,668	1,281.35 2,332,920,224	1,201.07 2,186,761,367	1.33
26	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	アメリカ	投資証券	1,514,042	1,423.38 2,155,062,553	1,398.68 2,117,664,504	1.29
27	DERWENT LONDON PLC	イギリス	投資証券	443,507	4,627.59 2,052,435,903	4,649.35 2,062,020,778	1.26
28	MACERICH CO	アメリカ	投資証券	324,254	6,192.28 2,007,898,537	6,349.13 2,058,732,355	1.26
29	KILROY REALTY CORP	アメリカ	投資証券	339,875	5,978.62 2,031,984,424	5,974.50 2,030,585,227	1.24
30	TAUBMAN CENTERS INC	アメリカ	投資証券	249,915	7,113.83 1,777,852,924	7,208.51 1,801,516,476	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	98.57%
合計	98.57%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2014年4月	買建	771,825	109,343,909	109,321,233	0.07%
		米ドル売/円買 2014年4月	売建	4,062,417	418,101,509	418,063,285	0.26%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワJ - REITアクティブ・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年3月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	28,543,113,000	97.87
内 日本	28,543,113,000	97.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	621,269,031	2.13
純資産総額	29,164,382,031	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	5,300	590,979.06 3,132,189,024	539,000.00 2,856,700,000	9.80
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	4,000	541,000.00 2,164,000,000	518,000.00 2,072,000,000	7.10
3	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	11,000	145,200.00 1,597,200,000	151,600.00 1,667,600,000	5.72
4	日本リテールファンド	日本	投資証券	8,200	195,400.00 1,602,280,000	203,200.00 1,666,240,000	5.71
5	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	2,600	479,603.08 1,246,968,033	549,000.00 1,427,400,000	4.89
6	日本プロロジスリート	日本	投資証券	6,200	186,171.87 1,154,265,635	208,200.00 1,290,840,000	4.43
7	森ヒルズリート	日本	投資証券	8,500	131,800.00 1,120,300,000	136,400.00 1,159,400,000	3.98
8	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	4,800	219,000.00 1,051,200,000	219,800.00 1,055,040,000	3.62
9	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	4,000	200,800.00 803,200,000	232,000.00 928,000,000	3.18
10	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	19,000	45,320.83 861,095,918	47,100.00 894,900,000	3.07
11	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	1,700	447,722.69 761,128,578	512,000.00 870,400,000	2.98
12	API投資法人	日本	投資証券	1,000	792,639.35 792,639,356	829,000.00 829,000,000	2.84
13	NMF投資法人	日本	投資証券	7,500	100,905.37 756,790,332	106,100.00 795,750,000	2.73
14	GLP投資法人	日本	投資証券	7,600	98,300.00 747,080,000	103,900.00 789,640,000	2.71
15	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	2,350	334,026.52 784,962,343	334,000.00 784,900,000	2.69
16	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	5,000	130,328.10 651,640,526	141,000.00 705,000,000	2.42

17	産業ファンド	日本	投資証券	800	884,000.00 707,200,000	849,000.00 679,200,000	2.33
18	オリックス不動産投資	日本	投資証券	5,000	121,632.70 608,163,543	128,800.00 644,000,000	2.21
19	星野リゾート・リート	日本	投資証券	717	616,434.46 441,983,514	724,000.00 519,108,000	1.78
20	東急リアル・エステート	日本	投資証券	4,000	120,700.44 482,801,797	124,900.00 499,600,000	1.71
21	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	1,000	417,000.00 417,000,000	498,500.00 498,500,000	1.71
22	イオンリート投資	日本	投資証券	4,000	113,453.90 453,815,636	123,200.00 492,800,000	1.69
23	グローバル・ワン不動産投資法人	日本	投資証券	1,500	302,451.46 453,677,196	303,000.00 454,500,000	1.56
24	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	600	695,637.58 417,382,550	695,000.00 417,000,000	1.43
25	福岡リート投資法人	日本	投資証券	2,500	156,200.00 390,500,000	165,900.00 414,750,000	1.42
26	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	1,200	346,000.00 415,200,000	345,500.00 414,600,000	1.42
27	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	3,000	120,416.63 361,249,903	131,600.00 394,800,000	1.35
28	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	900	407,000.00 366,300,000	415,000.00 373,500,000	1.28
29	大和ハウスリート	日本	投資証券	900	375,020.01 337,518,011	412,500.00 371,250,000	1.27
30	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	5,500	64,513.81 354,825,982	62,400.00 343,200,000	1.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.87%
合計	97.87%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

2014年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,962円
純資産総額	18億円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.2%
3カ月間	-1.0%
6カ月間	6.0%
1年間	10.2%
3年間	42.8%
5年間	85.6%
設定来	25.1%

※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 3,525円

決算期	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月	13年11月	13年12月	14年1月	14年2月	14年3月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

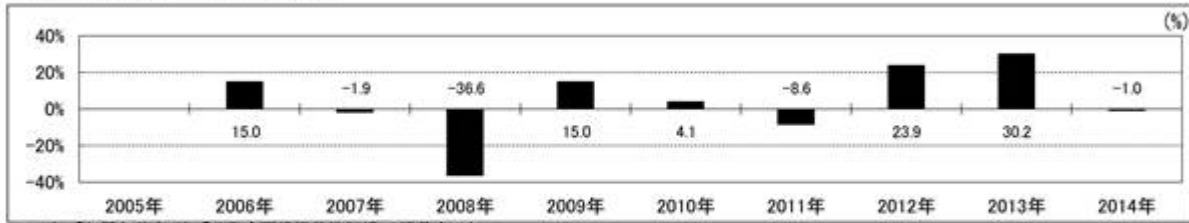
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率
国内債券	58	16.4%	日本円	50.7%	直接利回り(%)	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	0.8%
外国リート	68	16.4%	米ドル	19.9%	最終利回り(%)	三菱UFJフィナンシャルG	日本	0.6%
国内リート	43	16.1%	ユーロ	10.7%	修正デュレーション	三井住友フィナンシャルG	日本	0.6%
国内株式	77	16.0%	英ポンド	7.2%	残存年数	BOEING CO	アメリカ	0.5%
外国債券	48	16.0%	豪ドル	4.8%	債券格付別構成	INTESA SANPAOLO	イタリア	0.5%
外国株式	42	15.8%	カナダ・ドル	3.1%	AAA	日本ビルファンド	日本	1.6%
			ノルウェー・クローネ	1.3%	AA	ジャパンリアルエステイト	日本	1.2%
			スウェーデン・クローネ	0.5%	A	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.0%
			香港ドル	0.5%	BBB	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	0.9%
コール・ローン、その他		3.3%	その他	1.2%	BB	日本リテールファンド	日本	0.9%
合計	336	100.0%	合計	100.0%	合計	合計		8.7%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2006年は設定日(6月28日)から年末、2014年は3月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・海外の店頭登録の株式：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として次の1.～3.に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00～17:00)

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年6月28日から平成18年7月6日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意

のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年9月7日から平成26年3月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成25年9月6日現在	当 期 平成26年3月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,457,545	23,614,872
親投資信託受益証券	1,947,822,372	1,865,115,110
未収入金	7,000,000	4,000,000
流動資産合計	1,977,279,917	1,892,729,982
資産合計	1,977,279,917	1,892,729,982
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,703,013	2,348,111
未払解約金	6,467,653	2,636,891
未払受託者報酬	88,451	75,829
未払委託者報酬	2,229,087	1,910,988
その他未払費用	86,239	78,786
流動負債合計	11,574,443	7,050,605
負債合計	11,574,443	7,050,605
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,703,013,029	1 2,348,111,273
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 737,307,555	2 462,431,896
（分配準備積立金）	25,969,889	30,280,240
元本等合計	1,965,705,474	1,885,679,377
純資産合計	1,965,705,474	1,885,679,377
負債純資産合計	1,977,279,917	1,892,729,982

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成25年3月7日 平成25年9月6日	自 至	当 期 平成25年9月7日 平成26年3月6日
営業収益				
受取利息		7,831		7,135
有価証券売買等損益		119,062,088		224,292,738
営業収益合計		119,069,919		224,299,873
営業費用				
受託者報酬		575,480		511,193
委託者報酬		14,503,305		12,883,467
その他費用		86,239		78,786
営業費用合計		15,165,024		13,473,446
営業利益		103,904,895		210,826,427
経常利益		103,904,895		210,826,427
当期純利益		103,904,895		210,826,427
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,986,113		4,766,060
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		937,080,853		737,307,555
剰余金増加額又は欠損金減少額		115,582,322		84,075,761
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		115,582,322		84,075,761
剰余金減少額又は欠損金増加額		450,944		302,103
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		450,944		302,103
分配金		17,276,862		14,958,366
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		737,307,555		462,431,896

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1 期首元本額	3,160,767,769円	2,703,013,029円
期中追加設定元本額	1,750,484円	1,260,298円
期中一部解約元本額	459,505,224円	356,162,054円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,703,013,029口	2,348,111,273口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は737,307,555円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は462,431,896円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成25年3月7日 至 平成25年9月6日	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	795,991円	717,789円

2. 2 分配金の計算過程

(自平成25年3月7日 至平成25年4月8日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,287,396円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,613,950円)及び分配準備積立金(19,216,134円)より分配対象額は45,117,480円(1万口当たり145.90円)であり、うち3,092,437円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成25年4月9日 至平成25年5月7日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,477,600円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,012,339円)及び分配準備積立金(24,484,640円)より分配対象額は45,974,579円(1万口当たり154.28円)であり、うち2,979,981円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成25年9月7日 至平成25年10月7日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,569,404円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,244,231円)及び分配準備積立金(25,444,334円)より分配対象額は45,257,969円(1万口当たり170.88円)であり、うち2,648,558円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自平成25年10月8日 至平成25年11月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,948,374円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,996,817円)及び分配準備積立金(27,865,020円)より分配対象額は44,810,211円(1万口当たり172.21円)であり、うち2,602,085円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

<p>(自平成25年5月8日 至平成25年6月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,321,744円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(15,530,581円)及び分配準備積立金(26,163,579円)より分配対象額は45,015,904円(1万口当たり155.77円)であり、うち2,889,833円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年6月7日 至平成25年7月8日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,422,858円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(15,348,464円)及び分配準備積立金(26,276,055円)より分配対象額は47,047,377円(1万口当たり164.77円)であり、うち2,855,422円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年11月7日 至平成25年12月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,974,362円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,558,668円)及び分配準備積立金(27,321,063円)より分配対象額は44,854,093円(1万口当たり177.98円)であり、うち2,520,189円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年12月7日 至平成26年1月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,265,740円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,162,637円)及び分配準備積立金(27,927,328円)より分配対象額は46,355,705円(1万口当たり189.51円)であり、うち2,446,124円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
---	--

<p>(自平成25年7月9日 至平成25年8月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,335,799円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,817,781円)及び分配準備積立金(27,838,219円)より分配対象額は43,991,799円(1万口当たり159.61円)であり、うち2,756,176円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成26年1月7日 至平成26年2月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(992,639円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,880,420円)及び分配準備積立金(30,080,941円)より分配対象額は43,954,000円(1万口当たり183.65円)であり、うち2,393,299円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成25年8月7日 至平成25年9月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,767,001円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,534,460円)及び分配準備積立金(25,905,901円)より分配対象額は43,207,362円(1万口当たり159.85円)であり、うち2,703,013円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成26年2月7日 至平成26年3月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,491,816円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,639,506円)及び分配準備積立金(28,136,535円)より分配対象額は45,267,857円(1万口当たり192.78円)であり、うち2,348,111円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前 期	当 期
	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,939,346	78,187,635
合計	34,939,346	78,187,635

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成25年9月6日現在	当 期 平成26年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当 期 自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成25年9月6日現在	当 期 平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7272円 (7,272円)	0.8031円 (8,031円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファン ド	201,924,693	311,771,725	
	ダイワ日本国債マザーファンド	259,919,888	308,784,826	
	ダイワ・グローバルREIT・マザー ファンド	212,497,866	314,433,092	

	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	177,236,923	305,857,758	
	ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド	373,128,109	312,308,227	
	ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド	204,550,182	311,959,482	
親投資信託受益証券 合計			1,865,115,110	
合計			1,865,115,110	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本国債マザーファンド」受益証券、「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券及び「ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,339,807,898	2,194,221,801
コール・ローン	182,958,834	719,718,472
国債証券	65,072,486,809	55,801,901,669
特殊債券	1,148,530,957	4,957,204,155
派生商品評価勘定	20,521,496	33,831,767
未収入金	3,337,795,386	8,649,359,001
未収利息	576,640,847	324,653,419

前払費用		562,548,055	517,994,891
流動資産合計		73,241,290,282	73,198,885,175
資産合計		73,241,290,282	73,198,885,175
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		27,031,043	47,211,018
未払金		3,170,207,885	6,176,828,552
未払解約金		165,380,000	141,915,000
流動負債合計		3,362,618,928	6,365,954,570
負債合計		3,362,618,928	6,365,954,570
純資産の部			
元本等			
元本	1	48,929,922,498	43,284,227,751
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		20,948,748,856	23,548,702,854
元本等合計		69,878,671,354	66,832,930,605
純資産合計		69,878,671,354	66,832,930,605
負債純資産合計		73,241,290,282	73,198,885,175

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
----------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1 期首	平成25年3月7日	平成25年9月7日
期首元本額	55,159,104,259円	48,929,922,498円
期中追加設定元本額	118,825,572円	73,345,062円
期中一部解約元本額	6,348,007,333円	5,719,039,809円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワF0Fs用外債ソブリン・オープン（適格機関投資家専用）	4,981,684,702円	4,231,175,729円
富山応援ファンド（地域企業株・外債バランス／毎月分配型）	1,215,663,288円	1,000,523,601円
北海道応援・外債バランスファンド（毎月分配型）	1,907,844,397円	1,760,456,741円
福島応援・外債バランスファンド（毎月分配型）	456,824,825円	372,856,761円
ダイワ外債ソブリン・オープン（毎月分配型）	2,322,540,312円	1,994,609,691円
ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）	82,665,539円	76,232,744円
新潟県応援ファンド（外債バランス・毎月分配型）	614,631,710円	471,503,016円

安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	449,144,312円	376,489,379円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	1,000,232,703円	858,962,909円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	1,273,896,531円	1,137,510,689円
F I T ネット・三県応援ファンド(毎月分配型)	540,943,003円	451,414,667円
長野応援ファンド(毎月分配型)	543,648,510円	516,529,066円
栃木応援・外債バランスファンド(毎月分配型)	610,769,035円	461,871,832円
京都応援バランスファンド(隔月分配型)	572,229,122円	490,458,408円
北東北三県応援・外債バランスファンド(毎月分配型)	567,325,362円	427,371,409円
6資産バランスファンド(分配型)	2,461,989,938円	2,209,267,800円
6資産バランスファンド(成長型)	225,017,794円	209,256,981円
ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)	20,475,439,856円	18,564,062,805円
富山応援ファンドP A R T 2(地域企業株・外債バランス/隔月分配型)	547,602,272円	510,737,775円
奈良応援ファンド(外債バランス・毎月分配型)	175,564,337円	156,080,131円
ダイワ三資産分散ファンド(インカム&キャッシュ、外債、内外リート)(隔月分配型)	598,366,944円	595,945,360円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	225,768,427円	201,924,693円
ダイワ外債ソブリン・ファンド(毎月分配型)	2,283,681,094円	2,069,179,445円
兵庫応援バランスファンド(毎月分配型)	220,351,707円	177,430,414円
『しがぎん』S R I三資産バランス・オープン(奇数月分配型)	65,895,504円	56,152,902円
ダイワ・株/債券/コモディティ・バランスファンド	697,885,556円	603,468,137円

紀陽地域株式・外債バランス ファンド（隔月分配型）	268,521,998円	252,685,853円
愛媛県応援ファンド（外債バ ランス・毎月分配型）	213,304,979円	169,983,309円
ダイワ資産分散インカムオー プン（奇数月決算型）	3,113,494,773円	2,676,572,770円
地球環境株・外債バランス・ ファンド	212,099,598円	184,360,426円
ダイワ海外ソブリン・ファン ド（1年決算型）	4,894,370円	19,152,308円
計	48,929,922,498円	43,284,227,751円
2. 期末日における受益権の総数	48,929,922,498口	43,284,227,751口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	3,056,819,938	316,725,984
特殊債券	16,996,454	46,679,757
合計	3,073,816,392	363,405,741

（注）

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年4月11日から平成25年9月6日まで、及び平成25年10月11日から平成26年3月6日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年9月6日 現在				平成26年3月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

売 建	3,579,840,000	-	3,587,080,000	7,240,000	4,793,719,682	-	4,839,355,998	45,636,316
アメリカ・ドル	1,196,090,000	-	1,199,760,000	3,670,000	-	-	-	-
イギリス・ ポンド	-	-	-	-	428,000,000	-	427,950,000	50,000
オーストラリ ア・ドル	-	-	-	-	1,632,200,000	-	1,663,740,000	31,540,000
カナダ・ドル	945,300,000	-	953,500,000	8,200,000	458,100,000	-	463,950,000	5,850,000
ポーランド・ ズロチ	123,000,000	-	121,920,000	1,080,000	504,150,000	-	503,850,000	300,000
ユーロ	1,315,450,000	-	1,311,900,000	3,550,000	1,771,269,682	-	1,779,865,998	8,596,316
買 建	3,456,840,000	-	3,457,570,453	730,453	4,556,575,122	-	4,588,832,187	32,257,065
アメリカ・ドル	657,400,000	-	660,859,301	3,459,301	-	-	-	-
イギリス・ ポンド	-	-	-	-	962,250,000	-	964,627,865	2,377,865
オーストラリ ア・ドル	1,854,140,000	-	1,866,572,195	12,432,195	-	-	-	-
カナダ・ドル	-	-	-	-	1,598,500,000	-	1,621,229,663	22,729,663
ポーランド・ ズロチ	945,300,000	-	930,138,957	15,161,043	836,625,122	-	839,750,000	3,124,878
ユーロ	-	-	-	-	1,159,200,000	-	1,163,224,659	4,024,659
合計	7,036,680,000	-	7,044,650,453	6,509,547	9,350,294,804	-	9,428,188,185	13,379,251

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4281円 (14,281円)	1.5440円 (15,440円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アメリカ・ドル	11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	アメリカ・ドル 10,000,000.000	アメリカ・ドル 11,051,500.000		
		9.25% U.S. TREASURY BOND 20160215	20,000,000.000	23,467,800.000		
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20190815	34,000,000.000	45,517,500.000		
		8.75% U.S. TREASURY BOND 20200815	35,000,000.000	49,508,550.000		
		0.125% US Treasury Inflation Indexed Bonds 20180415	14,000,000.000	14,625,933.110		
	アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル 144,171,283.110 (14,763,139,390)		
	イギリス・ポンド		8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	イギリス・ポンド 20,000,000.000	イギリス・ポンド 22,640,000.000	
			4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	18,000,000.000	19,148,400.000	
			4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	4,000,000.000	4,319,200.000	
			4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20461207	9,500,000.000	10,965,850.000	

	4.5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20421207	2,700,000.000	3,216,510.000	
	3.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20440122	12,000,000.000	11,462,400.000	
	0.125% United Kingdom Gilt Inflation Linked 20290322	2,800,000.000	3,037,421.550	
	1.875% United Kingdom Gilt Inflation Linked 20221122	2,200,000.000	3,273,206.460	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 78,062,988.010 (13,364,383,548)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	5.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20180121	5,000,000.000	5,432,300.000	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	20,000,000.000	20,866,000.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 26,298,300.000 (2,431,014,852)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	11.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	9,000,000.000	10,135,890.000	
	10.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210315	2,500,000.000	3,893,975.000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	2,000,000.000	2,948,360.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	5,000,000.000	8,220,800.000	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	11,000,000.000	12,150,710.000	
	2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	16,000,000.000	16,039,200.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 53,388,935.000 (4,954,493,168)	
スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	10,000,000.000	9,402,500.000	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ	

			9,402,500.000 (149,781,825)	
チェコ・コルナ	5.7% Czech Republic Government Bond 20240525	チェコ・コルナ 30,000,000.000	チェコ・コルナ 39,570,600.000	
チェコ・コルナ	小計		チェコ・コルナ 39,570,600.000 (203,392,884)	
デンマーク・ク ローネ	4% DANISH GOVERNMENT BOND 20171115	デンマーク・クローネ 50,000,000.000	デンマーク・クローネ 56,729,500.000	
デンマーク・クローネ	小計		デンマーク・クローネ 56,729,500.000 (1,069,351,075)	
ノルウェー・ク ローネ	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	ノルウェー・クローネ 50,000,000.000	ノルウェー・クローネ 52,085,000.000	
	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20210525	7,800,000.000	8,400,288.000	
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20230524	25,000,000.000	23,398,000.000	
ノルウェー・クローネ	小計		ノルウェー・クローネ 83,883,288.000 (1,432,726,560)	
ポーランド・ズ ロチ	5.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20211025	ポーランド・ズロチ 7,500,000.000	ポーランド・ズロチ 8,313,750.000	
	4% POLAND GOVERNMENT BOND 20231025	70,000,000.000	68,898,900.000	
ポーランド・ズロチ	小計		ポーランド・ズロチ 77,212,650.000 (2,594,345,040)	
ユーロ	5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	ユーロ 12,500,000.000	ユーロ 17,915,000.000	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	12,000,000.000	18,511,200.000	

		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	12,000,000.000	17,363,880.000	
		8.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20230425	5,000,000.000	7,781,950.000	
		6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	3,500,000.000	4,812,465.000	
		5% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20350328	12,000,000.000	15,776,160.000	
		4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20410328	7,000,000.000	8,453,550.000	
		4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20220928	4,000,000.000	4,742,360.000	
		2.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20230622	10,000,000.000	10,148,400.000	
	ユーロ	小計		ユーロ 105,504,965.000 (14,839,273,327)	
国債証券 合計				55,801,901,669 [55,801,901,669]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	6.25% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20190614	14,000,000.000	15,742,300.000	
		6.5% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20190807	2,000,000.000	2,230,780.000	
		6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20200806	10,000,000.000	10,911,700.000	
	オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 28,884,780.000 (2,670,109,063)	
	カナダ・ドル	2.9% CANADA HOUSING TRUST 20240615	カナダ・ドル 10,000,000.000	カナダ・ドル 10,032,600.000	
		2.3% Japan Bank For International Cooperation 20180319	3,000,000.000	3,022,380.000	
		2.625% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20180924	10,000,000.000	10,256,600.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 23,311,580.000 (2,163,314,624)		

ノルウェー・クローネ	5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20150515	ノルウェー・クローネ 7,000,000.000	ノルウェー・クローネ 7,247,100.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 7,247,100.000 (123,780,468)	
特殊債券 合計			4,957,204,155 [4,957,204,155]	
合計			60,759,105,824 [60,759,105,824]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 5銘柄	100%	24.3%
イギリス・ポンド	国債証券 8銘柄	100%	22.0%
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄 特殊債券 3銘柄	100%	8.4%
カナダ・ドル	国債証券 6銘柄 特殊債券 3銘柄	100%	11.7%
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	100%	0.2%
チェコ・コルナ	国債証券 1銘柄	100%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	100%	1.8%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄 特殊債券 1銘柄	100%	2.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券 2銘柄	100%	4.3%
ユーロ	国債証券 9銘柄	100%	24.4%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ日本国債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,012,236	1,309,149,582
国債証券	294,356,782,819	316,982,433,989
未収入金	-	173,551,500
未収利息	3,155,381,746	2,920,004,772
前払費用	70,453,871	196,489,658
流動資産合計	297,662,630,672	321,581,629,501
資産合計	297,662,630,672	321,581,629,501
負債の部		
流動負債		
未払金	-	211,250,000
未払解約金	8,000,099	12,218,953
流動負債合計	8,000,099	223,468,953
負債合計	8,000,099	223,468,953
純資産の部		
元本等		
元本	1 254,968,668,879	270,494,585,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,685,961,694	50,863,574,886
元本等合計	297,654,630,573	321,358,160,548
純資産合計	297,654,630,573	321,358,160,548
負債純資産合計	297,662,630,672	321,581,629,501

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

個別法に基づき、時価で評価しております。
時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1 期首	平成25年3月7日	平成25年9月7日
期首元本額	270,238,379,327円	254,968,668,879円
期中追加設定元本額	11,391,199,870円	24,990,681,796円
期中一部解約元本額	26,660,910,318円	9,464,765,013円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日本国債ファンドV A （適格機関投資家専用）	16,392,515円	16,499,776円
ダイワ日本国債ファンド （FOFs用）（適格機関投資家 専用）	- 円	4,485,816,933円
安定重視ポートフォリオ（奇 数月分配型）	557,611,452円	486,592,501円
6 資産バランスファンド（分 配型）	601,975,357円	566,444,365円
6 資産バランスファンド（成 長型）	270,625,054円	269,690,354円
ダイワ日本国債ファンド（毎 月分配型）	252,310,694,571円	262,245,080,862円
世界6 資産均等分散ファンド （毎月分配型）	281,037,421円	259,919,888円
ダイワ・株/債券/コモディ ティ・バランスファンド	120,477,831円	110,323,179円
ダイワ日本国債ファンド（年1 回決算型）	2,778,244円	1,247,830,366円
ダイワ・ニッポン応援ファン ドVol.4 - 日本の真価 - （国 債コース）	807,076,434円	806,387,438円
計	254,968,668,879円	270,494,585,662円
2. 期末日における受益権の総数	254,968,668,879口	270,494,585,662口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	4,775,451,080	2,581,894,156

合計	4,775,451,080	2,581,894,156
----	---------------	---------------

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成25年3月12日から平成25年9月6日まで、及び平成25年3月12日から平成26年3月6日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1674円 (11,674円)	1.1880円 (11,880円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 3 1 1 0 年国債	800,000,000	802,168,000	
	2 4 利付国債 2 0 年	8,474,000,000	8,484,677,240	
	2 5 利付国債 2 0 年	218,000,000	218,239,800	
	2 7 利付国債 2 0 年	11,346,000,000	11,645,534,400	
	2 8 利付国債 2 0 年	9,188,000,000	9,652,545,280	
	2 9 利付国債 2 0 年	9,650,000,000	10,259,976,499	
	3 0 利付国債 2 0 年	690,000,000	728,329,500	
	3 2 利付国債 2 0 年	8,393,000,000	9,010,556,940	
	3 3 利付国債 2 0 年	10,494,000,000	11,481,590,340	
	3 4 利付国債 2 0 年	8,419,000,000	9,285,736,050	
	3 6 利付国債 2 0 年	770,000,000	848,278,200	
	3 7 利付国債 2 0 年	9,423,000,000	10,414,111,140	
	3 8 利付国債 2 0 年	8,126,000,000	8,962,652,960	
	4 0 2 0 年国債	10,642,000,000	11,669,165,840	

4 2	2 0 年国債	8,518,000,000	9,554,470,240	
4 3	2 0 年国債	9,822,000,000	11,291,371,200	
4 4	2 0 年国債	6,685,000,000	7,593,892,600	
4 7	2 0 年国債	7,630,000,000	8,581,003,200	
4 8	2 0 年国債	4,601,000,000	5,279,187,400	
4 9	2 0 年国債	2,918,000,000	3,274,112,720	
5 1	2 0 年国債	4,750,000,000	5,306,510,000	
5 2	2 0 年国債	7,418,000,000	8,352,519,640	
5 4	2 0 年国債	3,987,000,000	4,530,228,750	
5 5	2 0 年国債	2,954,000,000	3,316,544,420	
5 6	2 0 年国債	4,970,000,000	5,587,124,900	
5 8	2 0 年国債	7,675,000,000	8,578,731,250	
5 9	2 0 年国債	3,695,000,000	4,073,072,400	
6 3	2 0 年国債	6,008,000,000	6,685,762,480	
6 4	2 0 年国債	8,035,000,000	9,025,554,800	
6 5	2 0 年国債	4,477,000,000	5,033,267,250	
6 8	2 0 年国債	4,905,000,000	5,663,313,000	
7 0	2 0 年国債	9,088,000,000	10,687,306,240	
7 2	2 0 年国債	2,800,000,000	3,212,832,000	
7 4	2 0 年国債	1,765,000,000	2,027,932,050	
7 5	2 0 年国債	2,674,000,000	3,076,116,120	
7 7	2 0 年国債	136,000,000	155,050,880	
8 0	2 0 年国債	6,323,000,000	7,282,641,710	
8 2	2 0 年国債	5,585,000,000	6,439,895,950	
8 3	2 0 年国債	4,010,000,000	4,626,016,200	
8 6	2 0 年国債	3,850,000,000	4,533,336,500	
8 8	2 0 年国債	5,260,000,000	6,201,119,200	
9 1	2 0 年国債	6,100,000,000	7,195,377,000	
9 2	2 0 年国債	3,020,000,000	3,491,422,000	
9 4	2 0 年国債	2,350,000,000	2,716,811,500	
9 5	2 0 年国債	7,755,000,000	9,162,377,400	
9 7	2 0 年国債	5,440,000,000	6,362,080,000	
9 9	2 0 年国債	2,700,000,000	3,122,091,000	
1 0 1	2 0 年国債	4,160,000,000	4,971,241,600	
1 0 2	2 0 年国債	7,320,000,000	8,748,058,800	
1 0 6	2 0 年国債	4,790,000,000	5,590,217,400	
1 0 7	2 0 年国債	1,900,000,000	2,190,282,000	
国債証券 合計			316,982,433,989	
合計			316,982,433,989	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	62,724,894	75,443,478
コール・ローン	15,240,413	6,392,921
株式	2,605,096,988	2,539,861,208
派生商品評価勘定	204,111	-
未収入金	48,521,254	-
未収配当金	3,776,808	2,017,304
流動資産合計	2,735,564,468	2,623,714,911
資産合計	2,735,564,468	2,623,714,911
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	37,850
未払金	50,317,418	-
未払解約金	-	6,000,000
流動負債合計	50,317,418	6,037,850
負債合計	50,317,418	6,037,850
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,093,068,666	1,716,404,441
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	592,178,384	901,272,620
元本等合計	2,685,247,050	2,617,677,061
純資産合計	2,685,247,050	2,617,677,061
負債純資産合計	2,735,564,468	2,623,714,911

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1 期首	平成25年3月7日	平成25年9月7日
期首元本額	2,525,913,985円	2,093,068,666円
期中追加設定元本額	47,938,639円	- 円
期中一部解約元本額	480,783,958円	376,664,225円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド（分配型）	558,847,663円	447,324,538円
6 資産バランスファンド（成長型）	1,275,134,610円	1,064,529,721円
世界6 資産均等分散ファンド（毎月分配型）	259,086,393円	204,550,182円
計	2,093,068,666円	1,716,404,441円
2. 期末日における受益権の総数	2,093,068,666口	1,716,404,441口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	160,057,219	296,294,422
合計	160,057,219	296,294,422

(注)

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年3月7日から平成25年9月6日まで、及び平成25年9月7日から平成26年3月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年9月6日 現在			平成26年3月6日 現在		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益

	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	37,909,266	-	37,788,289	120,977	25,559,650	-	25,597,500	37,850
アメリカ・ドル	-	-	-	-	25,559,650	-	25,597,500	37,850
ユーロ	37,909,266	-	37,788,289	120,977	-	-	-	-
買 建	37,909,266	-	37,992,400	83,134	-	-	-	-
アメリカ・ドル	37,909,266	-	37,992,400	83,134	-	-	-	-
合計	75,818,532	-	75,780,689	204,111	25,559,650	-	25,597,500	37,850

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額	1.2829円	1.5251円
(1万口当たり純資産額)	(12,829円)	(15,251円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	BOEING CO	6,500	128.790	837,135.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	6,000	58.160	348,960.000	
	TIME WARNER INC	4,500	68.480	308,160.000	
	WYNDHAM WORLDWIDE CORP	5,100	74.800	381,480.000	
	CUMMINS INC	5,000	145.260	726,300.000	
	GOOGLE INC-CL A	1,100	1,218.260	1,340,086.000	
	INT'L BUSINESS MACHINES	3,700	187.140	692,418.000	
	3M CO	4,500	133.850	602,325.000	
	MANPOWER INC	10,000	77.290	772,900.000	
	QUALCOMM INC	8,000	76.670	613,360.000	
	TIFFANY & CO	3,000	93.060	279,180.000	
	TRW INC	5,500	83.210	457,655.000	
	UNION PACIFIC CORP	4,100	184.340	755,794.000	
	THE WALT DISNEY CO.	5,000	82.680	413,400.000	
	VISA INC-CLASS A SHS	3,300	222.810	735,273.000	
	PPG INDUSTRIES INC	2,500	199.540	498,850.000	
	BANK OF AMERICA CORP	25,000	17.250	431,250.000	
	STATE STREET CORP	10,500	66.500	698,250.000	
PRAXAIR INC	3,500	129.550	453,425.000		
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 11,346,201.000 (1,161,850,982)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	REED ELSEVIER PLC	17,000	9.200	156,400.000	
	TAYLOR WIMPEY PLC	150,000	1.210	181,500.000	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	220,000	2.360	519,200.000	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	580,000	0.807	468,060.000	
	BT GROUP PLC	50,000	4.026	201,300.000	
ITV PLC	200,000	1.999	399,800.000		
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 1,926,260.000 (329,775,712)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	

	BANK OF MONTREAL	5,000	72.600	363,000.000	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY	5,000	174.990	874,950.000	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	16,000	57.570	921,120.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 2,159,070.000 (200,361,696)	
スウェーデン・ クローナ	株 SKANSKA AB-B	30,000	スウェーデン・クロー ナ 138.400	スウェーデン・クローナ 4,152,000.000	
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ 4,152,000.000 (66,141,360)	
ノルウェー・ク ローネ	株 DNB ASA	34,000	ノルウェー・クローネ 109.300	ノルウェー・クローネ 3,716,200.000	
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 3,716,200.000 (63,472,696)	
ユーロ	株		ユーロ	ユーロ	
	ADIDAS AG	2,400	80.920	194,208.000	
	LAFARGE SA	4,500	54.240	244,080.000	
	SOCIETE GENERALE-A	12,500	47.680	596,000.000	
	CAP GEMINI SA	10,000	56.440	564,400.000	
	AXA	29,000	18.860	546,940.000	
	RENAULT	4,300	71.990	309,557.000	
	DASSAULT SYSTEMS SA	3,500	83.310	291,585.000	
	KBC GROUPE	14,000	45.635	638,890.000	
	ASSICURAZIONI GENERALI	30,000	16.330	489,900.000	
	TELECOM ITALIA SPA	400,000	0.855	342,000.000	
	INTESA SANPAOLO	240,000	2.288	549,120.000	
	BANCO BILBAO VIZCAYA	37,000	9.190	340,030.000	
ユーロ 小計				ユーロ 5,106,710.000 (718,258,762)	
合計				2,539,861,208 [2,539,861,208]	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 19銘柄	100%	45.7%
イギリス・ポンド	株式 6銘柄	100%	13.0%
カナダ・ドル	株式 3銘柄	100%	7.9%
スウェーデン・クローナ	株式 1銘柄	100%	2.6%
ノルウェー・クローネ	株式 1銘柄	100%	2.5%
ユーロ	株式 12銘柄	100%	28.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	129,985,427	89,525,293
株式	2,562,824,300	2,535,131,050
未収入金	52,328,170	37,460,665
未収配当金	1,936,800	1,598,400
流動資産合計	2,747,074,697	2,663,715,408
資産合計	2,747,074,697	2,663,715,408
負債の部		
流動負債		
未払金	52,136,400	39,832,627
流動負債合計	52,136,400	39,832,627
負債合計	52,136,400	39,832,627
純資産の部		
元本等		

元本	1	3,566,135,839	3,134,726,183
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	871,197,542	510,843,402
元本等合計		2,694,938,297	2,623,882,781
純資産合計		2,694,938,297	2,623,882,781
負債純資産合計		2,747,074,697	2,663,715,408

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1 期首	平成25年3月7日	平成25年9月7日
期首元本額	4,478,646,728円	3,566,135,839円
期中追加設定元本額	- 円	121,981,906円
期中一部解約元本額	912,510,889円	553,391,562円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド（分配型）	935,192,386円	825,498,499円
6 資産バランスファンド（成長型）	2,194,011,678円	1,936,099,575円
世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）	436,931,775円	373,128,109円
計	3,566,135,839円	3,134,726,183円

2.	期末日における受益権の総数	3,566,135,839口	3,134,726,183口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は871,197,542円でありませす。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は510,843,402円でありませす。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	298,035,233	209,507,494
合計	298,035,233	209,507,494

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年3月7日から平成25年9月6日まで、及び平成25年9月7日から平成26年3月6日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額	0.7557円	0.8370円
（1万口当たり純資産額）	（7,557円）	（8,370円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額（円）		備 考
		単 価	金 額	
国際石油開発帝石	18,800	1,300	24,440,000	
大成建設	75,000	454	34,050,000	
大 林 組	35,000	626	21,910,000	
前田建設	30,000	617	18,510,000	
大和ハウス	18,000	1,911	34,398,000	
積水ハウス	19,000	1,334	25,346,000	
日 揮	9,000	3,786	34,074,000	
パソナグループ	29,700	636	18,889,200	
カルビー	2,000	2,431	4,862,000	

総合警備保障	19,000	2,163	41,097,000
セブン&アイ・HLDGS	7,000	3,913	27,391,000
帝人	180,000	257	46,260,000
東レ	20,000	699	13,980,000
電気化学	30,000	400	12,000,000
積水化学	15,000	1,170	17,550,000
電通	7,000	3,905	27,335,000
中外製薬	11,000	2,581	28,391,000
テルモ	1,500	4,525	6,787,500
東洋インキSCホールディング	50,000	478	23,900,000
ヤフー	70,000	629	44,030,000
楽天	26,000	1,420	36,920,000
JXホールディングス	70,000	538	37,660,000
ブリヂストン	11,500	3,769	43,343,500
東海カーボン	50,000	321	16,050,000
住友電工	22,000	1,569	34,518,000
LIXILグループ	5,000	2,835	14,175,000
リンナイ	1,000	8,440	8,440,000
サト-ホールディングス	18,000	2,428	43,704,000
小松製作所	7,000	2,193	15,351,000
クボタ	8,000	1,414	11,312,000
ダイフク	25,000	1,397	34,925,000
ミネベア	40,000	917	36,680,000
日立	75,000	823	61,725,000
東芝	20,000	456	9,120,000
富士電機	65,000	466	30,290,000
マキタ	5,000	5,350	26,750,000
日本電産	4,300	12,445	53,513,500
オムロン	4,000	4,330	17,320,000
セイコーエプソン	6,500	3,265	21,222,500
ソニー	23,000	1,825	41,975,000
アルプス電気	28,000	1,311	36,708,000
シスメックス	3,000	6,030	18,090,000
デンソー	10,000	5,341	53,410,000
京セラ	6,000	4,803	28,818,000
村田製作所	5,000	9,733	48,665,000
日東電工	5,500	4,925	27,087,500
トヨタ自動車	13,000	5,869	76,297,000
三菱自動車工業	26,000	1,155	30,030,000
マツダ	80,000	480	38,400,000

本田技研	20,000	3,796	75,920,000	
富士重工業	8,000	2,784	22,272,000	
黒田電気	9,000	1,710	15,390,000	
島津製作所	32,000	879	28,128,000	
トプコン	34,000	1,537	52,258,000	
キヤノン	4,000	3,146	12,584,000	
リコー	15,000	1,287	19,305,000	
シチズンホールディングス	37,500	863	32,362,500	
バンダイナムコHLDGS	13,500	2,332	31,482,000	
アシックス	25,000	2,018	50,450,000	
三井物産	12,000	1,603	19,236,000	
住友商事	29,000	1,373	39,817,000	
三菱商事	24,000	1,965	47,160,000	
阪和興業	30,000	451	13,530,000	
ユニ・チャーム	3,000	5,643	16,929,000	
ダイエー	129,350	317	41,003,950	
三菱UFJフィナンシャルG	165,000	602	99,330,000	
三井住友フィナンシャルG	21,100	4,648	98,072,800	
オリックス	35,000	1,533	53,655,000	
野村ホールディングス	30,000	704	21,120,000	
東京海上HD	7,700	3,071	23,646,700	
三井不動産	8,000	3,290	26,320,000	
三菱地所	10,000	2,587	25,870,000	
イオンモール	8,800	2,758	24,270,400	
日本郵船	140,000	322	45,080,000	
日本電信電話	3,000	5,893	17,679,000	
KDDI	6,000	6,206	37,236,000	
ヤマダ電機	50,000	331	16,550,000	
ファーストリテイリング	400	37,650	15,060,000	
ソフトバンク	7,000	7,959	55,713,000	
合計			2,535,131,050	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,112,808,077	2,716,474,471
コール・ローン	1,203,423,458	1,637,080,163
投資証券	168,896,715,969	164,134,315,840
派生商品評価勘定	152,928	3,733,708
未収入金	668,181,941	1,119,341,577
未収配当金	107,686,101	118,159,409
流動資産合計	172,988,968,474	169,729,105,168
資産合計	172,988,968,474	169,729,105,168
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	13,017,240
未払金	1,136,871,699	1,215,978,608
未払解約金	411,000,000	328,500,000
流動負債合計	1,547,871,699	1,557,495,848
負債合計	1,547,871,699	1,557,495,848
純資産の部		
元本等		
元本	1 136,420,547,686	113,655,042,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,020,549,089	54,516,566,456
元本等合計	171,441,096,775	168,171,609,320
純資産合計	171,441,096,775	168,171,609,320
負債純資産合計	172,988,968,474	169,729,105,168

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1期首 期首元本額	平成25年3月7日 164,409,387,566円	平成25年9月7日 136,420,547,686円

期中追加設定元本額	1,459,042,422円	1,833,367,863円
期中一部解約元本額	29,447,882,302円	24,598,872,685円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバルREIT・オープン(毎月分配型)	122,924,073,085円	102,557,139,453円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	91,158,548円	80,122,137円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	71,412,227円	56,900,722円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	78,249,133円	64,543,866円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	352,022,373円	300,001,698円
6資産バランスファンド(分配型)	548,373,918円	465,882,824円
6資産バランスファンド(成長型)	1,027,938,460円	883,402,316円
ダイワ三資産分散ファンド(インカム&キャッシュ、外債、内外リート)(隔月分配型)	63,836,198円	62,463,891円
りそな ワールド・リート・ファンド	6,612,578,248円	5,091,471,539円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	259,484,760円	212,497,866円
『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン(奇数月分配型)	18,441,170円	15,111,036円
常陽3分法ファンド	1,104,828,669円	927,731,539円
ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)	242,111,786円	201,109,345円
ダイワ・海外株式&REITファンド(毎月分配型)	68,077,239円	57,841,407円
スマート・インカム・バランス	194,561円	211,292円
ワールドアセット(安定コース)	130,499円	137,318円
ワールドアセット(分散コース)	145,162円	155,658円

DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	185,410,541円	184,666,088円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	205,709,190円	225,228,929円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	205,246,635円	214,132,525円
ダイワ・グローバルREITファンド(ダイワSMA専用)	863,668,781円	666,765,592円
ライフハーモニー(ダイワ世界資産分散ファンド)(分配型)	1,497,456,503円	1,368,507,557円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド(部分為替ヘッジあり)	-円	8,164,726円
ダイワ外国3資産バランス・ファンド(為替ヘッジなし)	-円	10,853,540円
計	136,420,547,686円	113,655,042,864円
2. 期末日における受益権の総数	136,420,547,686口	113,655,042,864口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	13,379,409,490	11,612,319,332
合計	13,379,409,490	11,612,319,332

(注)

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年3月16日から平成25年9月6日まで、及び平成25年9月18日から平成26年3月6日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年9月6日 現在			平成26年3月6日 現在		
	契約額等		時価	契約額等		時価
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	うち 1年超	(円)

市場取引以外 の取引								
為替予約取引								
売 建	517,248,142	-	517,150,914	97,228	1,368,358,954	-	1,378,766,543	10,407,589
アメリカ・ドル	499,942,000	-	499,900,000	42,000	823,804,611	-	832,504,482	8,699,871
オーストラリ ア・ドル	-	-	-	-	544,554,343	-	546,262,061	1,707,718
ユーロ	17,306,142	-	17,250,914	55,228	-	-	-	-
買 建	17,306,142	-	17,361,842	55,700	1,368,358,954	-	1,369,483,011	1,124,057
アメリカ・ドル	17,306,142	-	17,361,842	55,700	544,554,343	-	542,055,699	2,498,644
ユーロ	-	-	-	-	823,804,611	-	827,427,312	3,622,701
合計	534,554,284	-	534,512,756	152,928	2,736,717,908	-	2,748,249,554	9,283,532

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額	1.2567円	1.4797円
(1万口当たり純資産額)	(12,567円)	(14,797円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	603,452	99,032,507.720	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,138,149	35,373,670.920	
		VORNADO REALTY TRUST	463,347	45,964,022.400	
		EQUITY RESIDENTIAL	736,683	43,280,126.250	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	670,880	13,397,473.600	
		KIMCO REALTY CORP	1,097,032	24,825,834.160	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	252,033	8,427,983.520	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST	415,236	6,348,958.440	
		VENTAS INC	748,135	47,154,949.050	
		PROLOGIS INC	1,087,105	45,397,504.800	
		BRE PROPERTIES-CL A	142,828	8,989,594.320	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY	486,764	9,399,412.840	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	153,781	17,106,598.440	
		GLIMCHER REALTY TRUST	992,000	10,088,640.000	
		HCP INC	297,135	11,662,548.750	
		HOME PROPERTIES INC	222,203	13,478,833.980	
		KILROY REALTY CORP	327,952	18,880,196.640	
		MACERICH CO/THE	262,692	16,234,365.600	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIE	453,040	16,005,903.200	
		REALTY INCOME CORP	319,005	13,924,568.250	
		CORPORATE OFFICE PROPERTI	451,634	12,189,601.660	
		PARKWAY PROPERTIES INC	415,921	7,769,404.280	
		PUBLIC STORAGE	113,774	19,474,695.580	
		REGENCY CENTERS CORP	526,300	26,920,245.000	
		RAMCO-GERSHENSON PROPERTI	632,299	10,527,778.350	
		SL GREEN REALTY CORP	415,364	41,511,478.160	
		TAUBMAN CENTERS INC	249,915	17,631,503.250	
UDR INC	627,017	16,697,462.710			
WEINGARTEN REALTY INVESTO	581,044	17,791,567.280			
OMEGA HEALTHCARE INVESTOR	232,391	7,724,676.840			
STRATEGIC HOTELS&RESORTS	997,215	10,400,952.450			

	CUBESMART	711,772	12,754,954.240	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS	1,514,042	20,560,690.360	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	156,938	8,593,924.880	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	501,150	24,867,063.000	
	EDUCATION REALTY TRUST	953,312	9,180,394.560	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY	1,820,668	22,612,696.560	
	DOUGLAS EMMETT	546,991	15,003,963.130	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 807,186,745.170 (82,655,922,705)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES PLC	4,208,133	46,121,137.680	
	SEGRO PLC	1,528,638	5,440,422.640	
	HAMMERSON PLC	5,097,915	29,873,781.900	
	BRITISH LAND CO PLC	4,235,567	29,670,146.830	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	460,786	2,988,197.210	
	DERWENT LONDON PLC	359,325	9,910,183.500	
	BIG YELLOW GROUP PLC	1,607,348	9,097,589.680	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	4,908,273	7,018,830.390	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 140,120,289.830 (23,988,593,618)	
オーストラリア・ドル	CROMWELL PROPERTY GROUP	15,393,399	15,239,465.010	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	23,570,818	46,905,927.820	
	DEXUS PROPERTY GROUP	44,862,662	48,675,988.270	
	MIRVAC GROUP	31,348,780	54,390,133.300	
	WESTFIELD GROUP	3,324,429	34,673,794.470	
	GOODMAN GROUP	10,806,951	51,657,225.780	
	FEDERATION CENTRES	16,965,145	40,716,348.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 292,258,882.650 (27,016,411,112)	
カナダ・ドル	CAN REAL ESTATE INVEST TR	334,700	14,623,043.000	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-	205,656	4,544,997.600	
	ALLIED PROPERTIES REAL ES	502,100	16,845,455.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 36,013,495.600	

			(3,342,052,392)
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	6,405,500	13,899,935.000
	CAPITAMALL TRUST	14,877,884	28,267,979.600
	SUNTEC REIT	10,234,555	16,989,361.300
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	6,039,000	10,507,860.000
シンガポール・ドル	小計		シンガポール・ドル 69,665,135.900 (5,623,369,769)
ユーロ			ユーロ
	ALSTRIA OFFICE REIT	942,986	9,368,565.910
	CORIO NV	473,731	16,099,748.030
	UNIBAIL-RODAMCO SE	308,157	59,690,010.900
	NIEUWE STEEN INVESTMENTS	2,494,055	11,223,247.500
	KLEPIERRE	509,724	16,803,051.660
	LAR ESPANA REAL ESTATE	588,330	6,030,382.500
ユーロ	小計		ユーロ 119,215,006.500 (16,767,590,664)
香港・ドル			香港・ドル
	FORTUNE REIT	15,142,070	90,852,420.000
	LINK REIT	5,810,920	206,287,660.000
	CHAMPION REIT	17,888,376	62,251,548.480
香港・ドル	小計		香港・ドル 359,391,628.480 (4,740,375,580)
投資証券	合計		164,134,315,840 [164,134,315,840]
合計			164,134,315,840 [164,134,315,840]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 38銘柄	100%	50.4%

イギリス・ポンド	投資証券	8銘柄	100%	14.6%
オーストラリア・ドル	投資証券	7銘柄	100%	16.5%
カナダ・ドル	投資証券	3銘柄	100%	2.0%
シンガポール・ドル	投資証券	4銘柄	100%	3.4%
ユーロ	投資証券	6銘柄	100%	10.2%
香港・ドル	投資証券	3銘柄	100%	2.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	676,949,628	475,471,502
投資証券	21,197,509,000	28,458,461,000
未収配当金	210,948,100	325,912,700
流動資産合計	22,085,406,728	29,259,845,202
資産合計	22,085,406,728	29,259,845,202
負債の部		
流動負債		
未払金	171,459,786	132,079,129
未払解約金	24,000,000	30,050,000
流動負債合計	195,459,786	162,129,129
負債合計	195,459,786	162,129,129
純資産の部		
元本等		
元本	1 14,729,788,672	16,861,798,372
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,160,158,270	12,235,917,701
元本等合計	21,889,946,942	29,097,716,073

純資産合計	21,889,946,942	29,097,716,073
負債純資産合計	22,085,406,728	29,259,845,202

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1. 1期首	平成25年3月7日	平成25年9月7日
期首元本額	11,541,921,664円	14,729,788,672円
期中追加設定元本額	5,062,696,440円	3,024,103,675円
期中一部解約元本額	1,874,829,432円	892,093,975円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	61,740,674円	46,119,017円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	67,510,973円	53,577,072円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	290,778,388円	248,825,386円
6資産バランスファンド（分配型）	457,764,326円	387,615,201円
6資産バランスファンド（成長型）	839,790,373円	737,902,693円

ダイワ三資産分散ファンド (インカム&キャッシュ、外 債、内外リート)(隔月分配 型)	51,620,935円	52,346,367円
世界6資産均等分散ファンド (毎月分配型)	207,693,712円	177,236,923円
『しがぎん』SRI三資産バ ランス・オープン(奇数月分 配型)	7,979,315円	6,181,258円
ダイワ資産分散インカムオー プン(奇数月決算型)	199,785,802円	167,478,930円
ワールドアセット(安定コー ス)	115,653円	111,315円
ワールドアセット(分散コー ス)	128,647円	126,064円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/安定コース)	160,100,960円	153,973,887円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/6分散コー ス)	178,513,743円	187,415,376円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/成長コース)	176,545,213円	176,105,524円
DCダイワJ-REITアク ティブファンド	277,430,418円	295,186,904円
ダイワファンドラップ J-REIT セレクト	10,432,864,219円	12,910,680,364円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(成長 型)	341,452,049円	302,130,217円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(安定 型)	113,127,266円	96,981,708円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(分配 型)	515,497,952円	474,437,293円
ダイワJリート・ファンド	349,348,054円	387,366,873円
計	14,729,788,672円	16,861,798,372円
2. 期末日における受益権の総数	14,729,788,672口	16,861,798,372口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年9月7日 至 平成26年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年3月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	2,078,184,360	1,236,788,488
合計	2,078,184,360	1,236,788,488

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成25年5月11日から平成25年9月6日まで、及び平成25年11月12日から平成26年3月6日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成25年9月6日現在	平成26年3月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4861円 (14,861円)	1.7257円 (17,257円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	1,200	422,400,000	
	M I Dリート投資法人	1,200	280,800,000	
	森ヒルズリート	8,500	1,156,000,000	
	野村不レジデンシャル	100	53,900,000	
	産業ファンド	800	691,200,000	
	大和ハウスリート	800	329,200,000	
	アドバンス・レジデンス	4,800	1,043,040,000	
	ケネディクスレジデンシャル	1,500	329,850,000	
	A P I投資法人	1,000	837,000,000	
	G L P投資法人	7,600	793,440,000	
	コンフォリア・レジデンシャル	600	424,800,000	
	日本プロロジスリート	6,200	1,277,200,000	
	N M F投資法人	7,500	801,750,000	
	星野リゾート・リート	714	509,796,000	
	S I A不動産投資	200	75,700,000	
	イオンリート投資	4,000	512,000,000	

ヒューリックリート投資法	4,700	671,630,000	
日本ビルファンド	5,150	2,925,200,000	
ジャパンリアルエステイト	4,000	2,164,000,000	
日本リートファンド	8,200	1,660,500,000	
オリックス不動産投資	3,300	416,130,000	
日本プライムリアルティ	2,000	682,000,000	
プレミア投資法人	70	27,895,000	
東急リアル・エステート	3,000	370,200,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	900	620,100,000	
野村不動産オフィスF	550	240,900,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	11,000	1,667,600,000	
森トラスト総合リート	450	376,650,000	
フロンティア不動産投資	2,600	1,409,200,000	
平和不動産リート	1,500	120,450,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	4,000	897,600,000	
福岡リート投資法人	2,500	426,000,000	
ケネディクス不動産投資法人	1,700	856,800,000	
積水ハウス・S I 投資法人	300	158,100,000	
いちご不動産投資法人	1,500	95,100,000	
大和証券オフィス投資法人	1,000	497,000,000	
阪急リート投資法人	450	241,650,000	
スタートプロシード投資法人	300	52,380,000	
トップリート投資法人	600	279,000,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人	900	373,050,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	19,000	949,050,000	
日本賃貸住宅投資法人	5,500	356,400,000	
ジャパンエクセレント投資法人	3,000	385,800,000	
投資証券 合計		28,458,461,000	
合計		28,458,461,000	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年3月31日

資産総額	1,838,642,242円
負債総額	4,574,933円
純資産総額（ - ）	1,834,067,309円
発行済数量	2,303,611,276口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7962円

(参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	66,060,030,761円
負債総額	238,818,400円
純資産総額（ - ）	65,821,212,361円
発行済数量	42,197,856,785口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5598円

(参考) ダイワ日本国債マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	331,075,108,658円
負債総額	922,103,916円
純資産総額（ - ）	330,153,004,742円
発行済数量	278,288,751,516口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1864円

(参考) ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	2,545,281,558円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	2,545,281,558円
発行済数量	1,701,270,387口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4961円

(参考) ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	2,566,583,681円
負債総額	5,185,867円
純資産総額（ - ）	2,561,397,814円
発行済数量	3,115,803,468口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8221円

(参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	165,086,369,823円
負債総額	1,249,224,872円
純資産総額（ - ）	163,837,144,951円
発行済数量	111,664,783,336口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4672円

(参考) ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年3月31日

資産総額	29,231,693,949円
負債総額	67,311,918円
純資産総額（ - ）	29,164,382,031円
発行済数量	17,075,001,035口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7080円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成26年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を

把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	11	124,364
追加型株式投資信託	515	9,308,278
株式投資信託 合計	526	9,432,642
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,064,998
公社債投資信託 合計	17	3,064,998
総合計	543	12,497,641

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第55期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,003,450	254,258
器具備品（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238

ソフトウェア仮勘定		684,878		50,423
電話加入権		11,850		11,850
商標権		132		-
その他		471		-
投資その他の資産		16,375,520		15,113,434
投資有価証券		10,034,136		8,342,934
関係会社株式		5,141,069		5,141,069
出資金		136,315		136,315
従業員に対する長期貸付金		112,674		92,527
差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産（純額）	1	409,876	1	402,340
貸倒引当金		9,950		9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

（単位:千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）		当事業年度 （平成25年3月31日現在）	
負債の部				
流動負債				
リース債務		-		1,227
預り金		55,551		56,491
未払金		7,194,946		6,795,899
未払収益分配金		17,954		10,333
未払償還金		88,334		113,002
未払手数料		3,386,380		3,764,501
その他未払金	2	3,702,277	2	2,908,061
未払費用		3,313,011		3,383,551
未払法人税等		963,539		588,040
未払消費税等		229,365		189,139
賞与引当金		307,000		841,300
本社移転関連費用引当金		346,425		-
資産除去債務		292,000		-
その他		87,535		-
流動負債計		12,789,375		11,855,648
固定負債				
リース債務		-		4,494
退職給付引当金		1,670,344		1,935,442
役員退職慰労引当金		68,068		67,410

繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564

印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日)	(自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日)
営業外収益				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338

投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
特別損失				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		15,174,272		15,174,272
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		15,174,272		15,174,272
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		11,495,727		11,495,727
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		11,495,727		11,495,727
資本剰余金合計				
当期首残高		11,495,727		11,495,727
当期変動額				

当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	137,920	430,470

当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	32,119	53,783
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293
当期末残高	34,847,077	35,231,371

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物
ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度(平成24年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産(その他)	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市
用途 賃貸等不動産(浦安寮)
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(76,217千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,022百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,692円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジし

ております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「 2 . 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用（*1）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*2）	(87,535)	(87,535)	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3) 未収入金	521,825	521,825	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	-

(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
（1）その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
（2）子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
（3）差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	49,871	55,101	5,230
（2）その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	93,459	55,101	38,357
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	141,128	39,827	-
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
	合計	1,669,315	-	87,535	87,535

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引(譲渡損)	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425

未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428,233	2,428,233
建物（資産除去債務）	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138
その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

旧本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,372,770	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケットツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		565,010
有価証券		21,111,923
未収委託者報酬		8,007,008
貯蔵品		11,855
繰延税金資産		610,353
その他		460,696
流動資産計		30,766,848
固定資産		
有形固定資産	1	258,610
無形固定資産		
ソフトウェア		2,759,986
その他		95,853
無形固定資産合計		2,855,839
投資その他の資産		
投資有価証券		13,716,293
その他	1	1,627,256
貸倒引当金		9,950
投資その他の資産合計		15,333,600
固定資産計		18,448,051
資産合計		49,214,899

(単位:千円)

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,227
未払金		6,519,299
未払費用		3,233,085

未払法人税等	1,115,633
賞与引当金	879,500
その他	3 443,391
流動負債計	12,192,137
固定負債	
リース債務	3,885
退職給付引当金	1,983,018
役員退職慰労引当金	86,895
繰延税金負債	1,699,959
固定負債計	3,773,758
負債合計	15,965,895
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,812,608
利益剰余金合計	6,186,905
株主資本合計	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	392,098
評価・換算差額等合計	392,098
純資産合計	33,249,004
負債・純資産合計	49,214,899

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	42,527,881
その他営業収益	392,427
営業収益計	42,920,308
営業費用	
支払手数料	23,860,060
その他営業費用	5,551,085
営業費用計	29,411,146

一般管理費	1	5,464,561
営業利益		8,044,600
営業外収益	2	189,595
営業外費用	1, 3	40,337
経常利益		8,193,859
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純利益		8,193,859
法人税、住民税及び事業税		3,195,671
法人税等調整額		119,063
中間純利益		5,117,251

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高		15,174,272
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		11,495,727
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高		11,495,727
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		374,297
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		

当期首残高	7,722,723
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	5,812,608

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利益剰余金合計	
当期首残高	8,097,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	6,186,905
株主資本合計	
当期首残高	34,767,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の	
当中間期変動額(純額)	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098
評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の	
当中間期変動額(純額)	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098

純資産合計	
当期首残高	35,231,371
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	72,252
当中間期変動額合計	1,982,367
当中間期末残高	33,249,004

注記事項

(重要な会計方針)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>

<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、当中間会計期間より有形固定資産(投資不動産を含む)の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。 この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微です。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>(4) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
------------------------------	---

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	279,239千円
投資その他の資産	750,645千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,633,380千円に対して保証を行っております。	
3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,229千円
無形固定資産	467,147千円
投資その他の資産	3,475千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	66,775千円
投資有価証券売却益	62,800千円
有価証券償還益	23,635千円
3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	18,420千円
投資不動産管理費用	9,067千円
貯蔵品廃棄損	4,963千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千 株)	当中間会計期間 減少株式数(千 株)	当中間会計期間末 株式数(千株)

発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(〈注2〉参照のこと)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	565,010	565,010	-
(2) 未収委託者報酬	8,007,008	8,007,008	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,627,978	28,627,978	-
資産計	37,199,997	37,199,997	-
(1) 未払金	6,519,299	6,519,299	-
(2) 未払費用(*1)	2,812,213	2,812,213	-
負債計	9,331,512	9,331,512	-

(*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,001,278

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	109,770	55,101	54,669
証券投資信託の受益証券	5,692,625	5,093,365	599,259
小計	5,802,396	5,148,467	653,928
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	22,825,582	22,870,284	44,702
小計	22,825,582	22,870,284	44,702
合計	28,627,978	28,018,751	609,226

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
--

1株当たり純資産額	12,746.28円
1株当たり中間純利益金額	1,961.74円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	5,117,251
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,117,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成25年3月 末日現在）	事業の内容
株式会社関西アーバン銀行	47,039	（注）

（注）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

<参考> 「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 470千米ドル（約40百万円）（平成24年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成25年8月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年11月19日	有価証券報告書（第27期）・同添付書類、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類
平成25年11月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 公 高 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成25年9月7日から平成26年3月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の平成26年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月27日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高波博之 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞廣篤典 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。